

令和8年1月15日（木）

令和7年分 確定申告関係研修資料

新潟税務署
個人課税部門

目 次

1	令和7年分確定申告書等の様式の改訂について	P 1
2	確定申告義務	P 12
3	確定申告書の提出期間	P 15
4	納税地	P 16
5	非課税所得	P 17
6	所得区分及び各種所得金額の計算	P 22
7	損益通算	P 39
8	損失の繰越	P 43
9	所得控除	P 44
10	税額控除	P 64
11	更正の請求	P 72
12	財産債務調書	P 72
13	国外財産調書	P 74
14	還付申告書及び更正の請求書の提出期限等	P 76
15	確定申告で誤りやすいポイント・注意が必要な事項	P 79

令和 7 年分の確定申告書等の様式の改訂について

税務署長
令和 年 月 日 令和 07 年分の所得税及びの
申告書

FA2205

令和八年分から控除用推定式が廃止になり、必要に応じて、自身で控除の作成・保有をいたすことになりました。

納税地		税務番号	生年 月	日
現在の所 又は 居所 事業所等		フリガナ	氏名	
令和八年 1月1日の 住所		職業	屋号・種号	旧専主の氏名
旧専主との納付		電話 番号	自宅・勤務先・携帯 番号	―

所得の種類	種類	金額	控除	税額	税率	税額
収入金額等	事業所得	ア				
	農業所得	イ				
	不動産所得	ロ				
	給与所得	ハ				
	公的年金等	ニ				
	雑所得	ホ				
	その他	ヘ				
	総合課税	ト				
	短期	チ				
	長期	リ				
所得金額等	事業所得	①				
	農業所得	②				
	不動産所得	③				
	利子	④				
	配当	⑤				
	給与	⑥				
	公的年金等	⑦				
	雑所得	⑧				
	その他	⑨				
	⑦から⑨までの計	⑩				
所得から差し引かれる金額	総合課税、一時 所得	⑪				
	社会保険料控除	⑫				
	生命保険料控除	⑬				
	地震保険料控除	⑭				
	障害者控除	⑮				
	勤労学生・障害者控除	⑯				
	配偶者控除	⑰				
	扶養控除	⑱				
	基礎控除	⑲				
	⑬から⑲までの計	⑳				
税額	雑所得	㉑				
	雑所得	㉒				
	雑所得	㉓				
	雑所得	㉔				
	雑所得	㉕				
	雑所得	㉖				
	雑所得	㉗				
	雑所得	㉘				
	雑所得	㉙				
	雑所得	㉚				

第一表 (令和七年分用)

※①、②、③又は④の記入をお忘れなく。

① 「特定親族特別控除」欄の追加【税改】

令和7年度税制改正により創設された、特定親族※に係る控除の金額等を記載する欄を追加した。

※ 特定親族とは、居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいう（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。）。

▶「区分」欄には、給与等の支払者に対する、控除の適用上必要な「親族関係書類」及び「送金関係書類」等の提出状況別に番号を記載する。

- ① 全てを提出・提示していない場合…「1」を記載
② 全てを提出・提示している場合…「2」を記載

▶「人数」欄には、控除の対象となる人数を記載する。

② 「令和6年分特別税額控除」欄の削除【税改】

令和 6 年度税制改正により措置された令和 6 年分所得税についての定額による所得
税の特別控除（いわゆる定額減税）の金額等を記載する欄を削除した。

③ 控用（複写式）廃止に係る周知文言の挿入

K S K 2 導入に伴う様式改訂で令和 8 年分から控用（複写式）を廃止するため、早期からの納税者周知を図り、混乱を避けるため周知文言を挿入した。

【確定申告書（第二表）】

主な改訂内容

○ 「配偶者や親族に関する事項」欄への「特親」欄の追加【税改】

特定親族特別控除に係る税制改正に伴い、「特親」欄を追加した。

なお、「特親」欄へは特定親族の合計所得金額に応じ、適用される控除額（単位：万円）を記載する。

- ㊦ 58万円超 85万円以下の場合…「63」を記載
- ㊧ 85万円超 90万円以下の場合…「61」を記載
- ㊨ 90万円超 95万円以下の場合…「51」を記載
- ㊩ 95万円超 100万円以下の場合…「41」を記載
- ㊪ 100万円超 105万円以下の場合…「31」を記載
- ㊫ 105万円超 110万円以下の場合…「21」を記載
- ㊬ 110万円超 115万円以下の場合…「11」を記載
- ㊭ 115万円超 120万円以下の場合…「6」を記載
- ㊮ 120万円超 123万円以下の場合…「3」を記載

令和 07 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

整理番号 FA2305

住所 氏名

○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び法人番号又は所在地等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
			㊬ 源泉徴収税額の合計額	円

○総合課税の課税所得、一時所得に関する事項（㊱）

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

○配偶者や親族に関する事項（㊲～㊴、㊶、㊷）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	所得者	国外居住	特親	住宅	住民税	その他
配偶者		大							
		大							
		大							
		大							
		大							
		大							
		大							

○事業専従者に関する事項（㊵）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（所得）額
		大			
		大			
		大			

○住民税・事業税に関する事項

住民税

非上場株式の少数株主の特例	非居住者の特例	配当割当額	株式等譲渡所得割額	前年、公的年金以外の所得に課税される住民税の課税方式の特例	自治体等への寄附（特例控除対象）	都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県、市区町村の寄附（特例控除対象）	市区町村の寄附（特例控除対象）

配偶者や親族の氏名、個人番号、続柄、生年月日、所得者、その他、重複・ひとりで

非課税所得など

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

上記の配偶者、親族、事業専従者のうち前年の者の氏名、住所

所得税で控除対象配偶者などとした専従者

税理士署名・電話番号

○この申告書は、一枚目が控用（複写式）となっています。なお、令和八年分から控用（複写式）は廃止されます。

[illegible]

例：68→67

【確定申告書（第四表）】①

令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書（損失申告用） F A O O 5 4									
現在の住所 又は 事務所等				フリガナ 氏 名					
				整理 番号					
				一連 番号					
1 損失額又は所得金額									
A 経常所得（申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額） ⑥7 円									
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	① 収入金額	② 必要経費等	③ 差引金額 (①-②)	④ 特別控除額	⑤ 損失額又は所得金額	
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	円	円	⑥8 円	
		総合譲渡				円	円	⑥9 円	
	長期	分離譲渡		円	円	円	円	⑦0 円	
		総合譲渡				円	円	⑦1 円	
一時								⑦2 円	
C 山林				円				⑦3 円	
D 退職	一般				円	円		⑦4 円	
	短期							⑦5 円	
	特定役員							⑦6 円	
E 上場株式等の譲渡	一般株式等の譲渡							⑦7 円	
	上場株式等の譲渡							⑦8 円	
	上場株式等の配当等			円		円		⑦9 円	
F 先物取引								⑧0 円	
⑦9 分離譲渡の譲渡所得の特別控除額の合計額				円	⑧0 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額		円	特例適用条文	
2 損益の通算									
所得の種類		A 通算前		B 第1次通算後		C 第2次通算後		D 第3次通算後	
A 経常所得		⑥7 円		第1次		第2次		第3次	
B 譲渡	短期	⑥9		1		2		3	
	長期	⑦0 △		次		次		次	
	分離譲渡(特定役員)	⑦1		通		通		通	
	総合譲渡	⑦2		算		算		算	
C 山林		⑦3						⑧	
D 退職		⑦4							
損失額又は所得金額の合計額		⑧1							

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。なお、令和八年分から控用（複写式）は廃止されます。

第四表（一）（令和七年分用）

主な改訂内容

確定申告書（第一表）で欄を追加・削除したことにより、番号を1ずつ繰り上げた。
例：68→67

【確定申告書（第四表）】②

令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 (損失申告用)		FA0059	
3 翌年以後に繰り越す損失額			
青色申告者の損失の金額		円	
居住用財産に係る過渡後譲渡損失の金額		円	
変動所得の損失額		円	
被災資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類と損傷の原因	損害年月日
山林以外	営業等・農業		
山林	不動産		
山林	山林		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		円	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		円	
4 繰越損失を差し引く計算			
年分	損失の種類	⑤前年までに引ききれなかった損失額	⑥本年分で差し引く損失額
A 年 (3年前)	純損失	円	円
A 年 (3年前)	繰越損失	山林以外所得の損失	
		山林所得の損失	
		変動所得の損失	
		被災事業用 山林以外	
		資産の損失 山林	
居住用財産に係る過渡後譲渡損失の金額			
繰越損失			
B 年 (2年前)	純損失		
B 年 (2年前)	繰越損失	山林以外所得の損失	
		山林所得の損失	
		変動所得の損失	
		被災事業用 山林以外	
		資産の損失 山林	
居住用財産に係る過渡後譲渡損失の金額			
繰越損失			
C 年 (前年)	純損失		
C 年 (前年)	繰越損失	山林以外所得の損失	
		山林所得の損失	
		変動所得の損失	
		被災事業用 山林以外	
		資産の損失 山林	
居住用財産に係る過渡後譲渡損失の金額			
繰越損失			
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		円	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額		円	
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額		円	
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額		円	

第四表(二) (令和七年分用)

○この申告書は、一枚目が控用(複写式)となっています。なお、令和八年分から控用(複写式)は廃止されます。

○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

【確定申告書（第四表）（付表）】①

令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 (損失申告用) 付表		F A 0 1 8 2																																																																																																																																	
(特定非常災害の被災者の方用)		整理番号	通番																																																																																																																																
現在の住所 又は 事業所等	フリガナ 氏 名																																																																																																																																		
この付表は、所得税法第70条の2（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）、同法第71条の2（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第5条（雑損失の繰越控除の特例）又は同法第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。																																																																																																																																			
3 翌年以後に繰り越す損失額 ○純損失の繰越控除期間の特例の該当判定 <table border="1"> <tr> <td>事業所得</td> <td>事業資産特定災害損失額</td> <td>①</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>①/②≧0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。</td> <td>該当・非該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産所得等</td> <td>不動産等特定災害損失額</td> <td>③</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③/④≧0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。</td> <td>該当・非該当</td> <td></td> </tr> </table> ○翌年以後に繰り越す損失額 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">青色申告者の損失の金額</td> <td>被災純損失以外の純損失金額</td> <td>⑤</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要件非該当 被災純損失金額（所得税法）</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災純損失金額（震災特例法）</td> <td>⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要件該当 特定非常災害発生年純損失金額</td> <td>⑧</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額</td> <td>⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変動所得の損失額</td> <td>⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">被災事業用資産の損失額</td> <td>所得の種類</td> <td>被災事業用資産の選別と損害の原因</td> <td>損害年月日</td> <td>⑪損害金額</td> <td>⑫繰越控除額</td> <td>⑬差引損失額（⑪－⑫）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">山林以外</td> <td rowspan="4">営業等・農業</td> <td>うち 棚卸資産特定災害損失額</td> <td></td> <td>⑭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち 固定資産特定災害損失額</td> <td></td> <td>⑮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち 棚卸資産震災損失額</td> <td></td> <td>⑯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち 固定資産震災損失額</td> <td></td> <td>⑰</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">山林以外</td> <td rowspan="4">不動産</td> <td>うち 固定資産特定災害損失額</td> <td></td> <td>⑱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち 固定資産震災損失額</td> <td></td> <td>⑲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち 固定資産特定災害損失額</td> <td></td> <td>⑳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち 固定資産震災損失額</td> <td></td> <td>㉑</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山林</td> <td rowspan="2">山林</td> <td>うち 固定資産特定災害損失額</td> <td></td> <td>㉒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち 固定資産震災損失額</td> <td></td> <td>㉓</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">山林所得に係る被災事業用資産の損失額</td> <td>被災純損失以外の純損失金額</td> <td>㉔</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要件非該当 被災純損失金額（所得税法）</td> <td>㉕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災純損失金額（震災特例法）</td> <td>㉖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額</td> <td>㉗</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額</td> <td>被災純損失以外の純損失金額</td> <td>㉘</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要件非該当 被災純損失金額（所得税法）</td> <td>㉙</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災純損失金額（震災特例法）</td> <td>㉚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額</td> <td>㉛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>整理欄</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				事業所得	事業資産特定災害損失額	①	円		事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	②			①/②≧0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。	該当・非該当		不動産所得等	不動産等特定災害損失額	③	円		不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	④			③/④≧0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。	該当・非該当		青色申告者の損失の金額	被災純損失以外の純損失金額	⑤	円	要件非該当 被災純損失金額（所得税法）	⑥		被災純損失金額（震災特例法）	⑦		要件該当 特定非常災害発生年純損失金額	⑧		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑨		変動所得の損失額		⑩		被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の選別と損害の原因	損害年月日	⑪損害金額	⑫繰越控除額	⑬差引損失額（⑪－⑫）	山林以外	営業等・農業	うち 棚卸資産特定災害損失額		⑭		うち 固定資産特定災害損失額		⑮		うち 棚卸資産震災損失額		⑯		うち 固定資産震災損失額		⑰		山林以外	不動産	うち 固定資産特定災害損失額		⑱		うち 固定資産震災損失額		⑲		うち 固定資産特定災害損失額		⑳		うち 固定資産震災損失額		㉑		山林	山林	うち 固定資産特定災害損失額		㉒		うち 固定資産震災損失額		㉓		山林所得に係る被災事業用資産の損失額	被災純損失以外の純損失金額	㉔	円	要件非該当 被災純損失金額（所得税法）	㉕		被災純損失金額（震災特例法）	㉖		要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額	㉗		山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	被災純損失以外の純損失金額	㉘		要件非該当 被災純損失金額（所得税法）	㉙		被災純損失金額（震災特例法）	㉚		要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額	㉛		資産	整理欄		
事業所得	事業資産特定災害損失額	①	円																																																																																																																																
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	②																																																																																																																																	
	①/②≧0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。	該当・非該当																																																																																																																																	
不動産所得等	不動産等特定災害損失額	③	円																																																																																																																																
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	④																																																																																																																																	
	③/④≧0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。	該当・非該当																																																																																																																																	
青色申告者の損失の金額	被災純損失以外の純損失金額	⑤	円																																																																																																																																
	要件非該当 被災純損失金額（所得税法）	⑥																																																																																																																																	
	被災純損失金額（震災特例法）	⑦																																																																																																																																	
	要件該当 特定非常災害発生年純損失金額	⑧																																																																																																																																	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑨																																																																																																																																	
変動所得の損失額		⑩																																																																																																																																	
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の選別と損害の原因	損害年月日	⑪損害金額	⑫繰越控除額	⑬差引損失額（⑪－⑫）																																																																																																																													
	山林以外	営業等・農業	うち 棚卸資産特定災害損失額		⑭																																																																																																																														
			うち 固定資産特定災害損失額		⑮																																																																																																																														
			うち 棚卸資産震災損失額		⑯																																																																																																																														
			うち 固定資産震災損失額		⑰																																																																																																																														
	山林以外	不動産	うち 固定資産特定災害損失額		⑱																																																																																																																														
			うち 固定資産震災損失額		⑲																																																																																																																														
			うち 固定資産特定災害損失額		⑳																																																																																																																														
			うち 固定資産震災損失額		㉑																																																																																																																														
	山林	山林	うち 固定資産特定災害損失額		㉒																																																																																																																														
うち 固定資産震災損失額				㉓																																																																																																																															
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	被災純損失以外の純損失金額	㉔	円																																																																																																																																
	要件非該当 被災純損失金額（所得税法）	㉕																																																																																																																																	
	被災純損失金額（震災特例法）	㉖																																																																																																																																	
	要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額	㉗																																																																																																																																	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	被災純損失以外の純損失金額	㉘																																																																																																																																	
	要件非該当 被災純損失金額（所得税法）	㉙																																																																																																																																	
	被災純損失金額（震災特例法）	㉚																																																																																																																																	
	要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額	㉛																																																																																																																																	
資産	整理欄																																																																																																																																		

第四表付表(一) (令和七年分用) ○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

主な改訂内容

確定申告書（第一表）で欄を追加・削除したことにより、番号を1ずつ繰り上げた。

例：83→82

【確定申告書（第四表）（付表）】②

令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書(損失申告用)付表

(特定非常災害の被災者の方用)

F A 0 1 9 2

令和8年分から控除が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控除の作成・保有をしていただくこととなります。

整理番号 一通番号

第四表付表(二)

(令和七年分用) ○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算（5年前、4年前及び3年前に生じた損失）

年分	損 失 の 種 類		④前年までに引ききれなかった繰越額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥繰越額に繰り越して差し引かれる繰越額(④-⑤)
令和2年 (5年前)	純損失	令和2年が青色の場合 要件該当	特定非常災害発生年純損失 山林以外		△
		山林			
	令和2年が白色の場合 要件該当	特定非常災害発生年純損失 山林以外			
		山林			
	被災純損失 (青・白) 要件非該当	被災純損失(所得税法) 山林以外			
		山林			
		被災純損失(山林以外) 山林以外	円	円	
		被災純損失(山林) 山林以外			
		被災純損失(山林) 山林			
		被災純損失(山林) 山林			
雑損失	特定雑損失(所得税法)				
	特定雑損失(震災特例法)	円	円		
令和3年 (4年前)	純損失	令和3年が青色の場合 要件該当	特定非常災害発生年純損失 山林以外		△
		山林			
	令和3年が白色の場合 要件該当	特定非常災害発生年純損失 山林以外			
		山林			
	被災純損失 (青・白) 要件非該当	被災純損失(所得税法) 山林以外			
		山林			
		被災純損失(山林以外) 山林以外	円	円	
		被災純損失(山林) 山林以外			
		被災純損失(山林) 山林			
		被災純損失(山林) 山林			
雑損失	特定雑損失(所得税法)				
	特定雑損失(震災特例法)	円	円		
令和4年 (3年前)	純損失	令和4年が青色の場合 要件該当	被災純損失以外の損失 山林以外		△
			山林		
		令和4年が白色の場合 要件該当	特定非常災害発生年純損失 山林以外		
			山林		
	被災純損失 (青・白) 要件非該当	定額所得の損失 円	円		
		被災純損失(山林以外) 山林以外			
		被災純損失(山林) 山林			
		特定非常災害発生年純損失 山林以外			
		被災純損失(山林) 山林			
		被災純損失(山林) 山林			
		被災純損失(山林) 山林			
		被災純損失(山林) 山林			
		被災純損失(山林) 山林			
		被災純損失(山林) 山林			
雑損失	居住用財産に係る過算後譲渡損失の金額				
	特定雑損失以外の雑損失				
特定雑損失(所得税法)					
	特定雑損失(震災特例法)	円	円		

資産 整理欄

令和八年分から控用が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控えの作成・保有をしていただくこととなります。

令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表 (特定非常災害の被災者の方用)		FAO193						
		整理番号 						
		一連番号 						
4 繰越損失を差し引く計算（２年前及び前年に生じた損失）								
年分	損失の種類	④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥差金等が溢り繰り越して差し引かれる繰越損失額				
D 令和5年 (2年前) 純損失	令和5年が青色の場合 要件該当 被災純損失以外の損失 山林以外 山林 特定非常災害発生年純損失 山林以外 山林		円	円				
		令和5年が白色の場合 要件非該当 変動所得の損失 山林以外 山林 被災事業用資産の損失 山林以外 山林 特定非常災害発生年特定純損失 山林以外 山林		円	円			
			被災純損失(青・白) 要件非該当 被災純損失(所得税法) 山林以外 山林 被災純損失(震災特例法) 山林以外 山林		円	円		
				居住用財産に係る遡算後譲渡損失の金額				
				特定雑損失以外の雑損失				
				特定雑損失(所得税法)				
	特定雑損失(震災特例法)							
	E 令和6年 (前年) 純損失	令和6年が青色の場合 要件該当 被災純損失以外の損失 山林以外 山林 特定非常災害発生年純損失 山林以外 山林						
			令和6年が白色の場合 要件非該当 変動所得の損失 山林以外 山林 被災事業用資産の損失 山林以外 山林 特定非常災害発生年特定純損失 山林以外 山林					
				被災純損失(青・白) 要件非該当 被災純損失(所得税法) 山林以外 山林 被災純損失(震災特例法) 山林以外 山林				
					居住用財産に係る遡算後譲渡損失の金額			
					特定雑損失以外の雑損失			
特定雑損失(所得税法)								
特定雑損失(震災特例法)								
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		㉟	円					
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		㊱	円					
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		㊲	円					
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		㊳	円					
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額								
特定雑損失以外の雑損失の金額		㊴	円					
特定雑損失(所得税法)の金額		㊵	円					
特定雑損失(震災特例法)の金額		㊶	円					

令和6年能登半島地震災害の発災を受け、「特定非常災害発生年特定純損失」の損失額がある人への対応（斜線を削除）。

【住宅借入金等特別控除計算明細書（一面）】

主な改訂内容

書き方について、これまで裏面印刷していたが、今後は裏面印刷を廃止しデータ化したものを庁HPへ掲載するため、それに伴う文言整理を行った。

令和 〇 7 年(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4026

1 住所及び氏名

住所 〒 () 整理番号 ()

電話番号 ()

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ 氏名 氏名 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

4 家屋や土地等の取得対価の額

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

6 特例対象個人に係る事項等

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

10 控除証明書の交付を要しない場合

この用紙書は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」を参照し、記入してください。(注)区分欄に記入する数字も同書き方を参照します。

【住宅借入金等特別控除計算明細書（二面）】

主な改訂内容

- 二面の控除額の計算欄を改訂【税改】

特例対象個人が令和 7 年中に入居する場合に対応できるよう、欄の改訂を行った。

[illegible]

第 1 納税義務と確定申告

1 納税義務

申告所得税の納税義務者は、居住者（非永住者以外の居住者及び非永住者）と非居住者に大別して、それぞれ納税義務を定めており、課税所得の範囲も異なります（所法 3、5 ①、②）。

○ 納税義務者の区分と課税所得の範囲

納税義務者		定 義	課税所得の範囲
居 住 者	非永住者 以外の居住者	国内に住所を有し、又は現在まで引き続き 1 年以上居所を有する個人のうち、非永住者以外の者	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得 ※ いわゆる「全世界所得」が課税の対象
	非永住者	日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である個人	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたもの
非居住者		居住者以外の個人	○ 国内源泉所得

（注 1）国内に居住することとなった個人が、国内で継続して 1 年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合などは、住所を有する者と推定し（所令 14）、国外に居住することとなった個人が、国外において、継続して 1 年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合などは、国内に住所を有しない者と推定します（所令 15）。

（注 2）非居住者の総合所得に係る所得控除は雑損控除、寄附金控除及び基礎控除のみが、また、税額控除は配当控除、政党等寄附金・認定 NPO 法人等寄附金・公益社団法人等寄附金及び住宅の取得等（平成 28 年 4 月 1 日以後に取得等した住宅について適用）に係る特別控除が適用されます（所法 165）。

2 確定申告義務

（1）事業所得や不動産所得などがある人の場合

その年分の各種の所得金額の合計額から、所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した税額が

「配当控除額」及び年末調整の際に控除を受けた「住宅借入金等特別控除額」の合計額（令和6年分の場合は「配当控除額」、「住宅借入金等特別控除額」及び「定額減税額」の合計額）を超える者は、申告しなければなりません（確定申告期限が令和4年1月1日以後となる所得税の確定申告について、申告をすれば還付となる者は除きます。）（所法120①、措法41の2の2⑥二）。

事業所得や不動産所得などがある者の場合	所得税の額が、①配当控除の額及び②年末調整による住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合（令和6年分の場合は①配当控除の額、②年末調整による住宅借入金等特別控除額及び③定額減税額の合計額を超える場合）
---------------------	---

（2）給与所得者の場合

給与所得者は、通常、「年末調整」によって所得税が精算されるので年末調整による税額が確定税額となり、改めて確定申告をする必要はありませんが、次表の者は申告しなければなりません（確定申告期限が令和4年1月1日以後となる所得税の確定申告について、申告をすれば還付となる者は除きます。）（所法121①）。

なお、給与所得者が還付を受けるために申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、その所得を含めて申告しなければなりません。

給与所得者	所得税の額が、 ①配当控除の額と ②年末調整による住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合（※）	イ その年中に支払を受ける給与等の金額が2,000万円を超える場合（所法121①）
		ロ 1か所から給与等（源泉徴収の対象となる給与等）の支払を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円を超える場合（所法121①一）
		ハ 2か所以上から給与等（源泉徴収の対象となる給与等）の支払を受けている者で、年末調整を受けない従たる給与等の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える場合（所法121①二）
		ニ 同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子又は資産の賃貸料を収受している場合（所法121①、所令262の2）
		※ 給与所得以外の所得が20万円以下であっても申告が必要となる。
		ホ 災害減税法によって源泉徴収の猶予などを受けた場合（災免法3⑥）
退職所得がある者	同 上	ヘ 源泉徴収の規定が適用されない給与等の支払を受けている者（所基通121-5）
		「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない者で退職所得に対する税額が源泉徴収された税額（20.42%相当額）よりも多くなる場合（所法121②）

※ 令和6年分の場合は、①配当控除の額、②年末調整による住宅借入金等特別控除額及び③定額減税額の合計額を超える場合

○ 退職所得の源泉徴収票

令和 ○ 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	埼玉県さいたま市中央区新都心〇ー〇		
	平成 ○ 年 1月1日の住所	同上		
	氏名	(役職名) 関信 太郎		
	区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額 市町村民税 道府県民税
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		10,000,000	51,050	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分				
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分				
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日
800 万円		20 年	年 月 日	年 月 日
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区霞が関〇ー〇		
	氏名又は名称	国税 株式会社 (電話)		

【上段】
「退職所得の受給に関する申告書」に、令和7年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合

【中段】
「退職所得の受給に関する申告書」に、令和7年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合

【下段】
「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は、下段に金額が記載されます。

(3) 年金所得者の場合

その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額及び年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額（令和6年分の場合は配当控除額、年末調整による住宅借入金等特別控除額及び定額減税額の合計額）を超える者は、原則として確定申告をしなければなりません（確定申告期限が令和4年1月1日以後となる所得税の確定申告について、申告をすれば還付となる者は除きます。）。

ただし、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しません（所法121③）。

申告不要の 年金所得者	公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合（所法121③）
----------------	--	--------------------------------------

- (注1) この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
 ただし、還付を受けるための申告書を提出する場合には、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であっても、その所得を含めて申告しなければなりません。
- (注2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であり所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても住民税の申告が必要となる場合があります。

3 確定申告書の提出期間

(1) 所得税の確定申告義務がある者

その年の翌年の2月16日から3月15日まで。

令和7年分所得税の確定申告においては、令和8年2月16日（月）から同年3月16日（月）となります。

(2) 所得税の確定申告義務がない者

その年の翌年の1月1日から確定申告書を提出することができます。

○ 還付請求申告書の提出期限等

所得税の還付申告は、還付請求ができる日から5年を経過する日まで提出できます（別紙1-1～1-3）。

還付申告する年分	還付申告ができる（た）日の最終日（注）
令和2年分	令和7年12月31日
令和3年分	令和8年12月31日
令和4年分	令和9年12月31日
令和5年分	令和10年12月31日
令和6年分	令和11年12月31日
令和7年分	令和12年12月31日

（注）還付申告ができる日の最終日が日曜日や休日等に該当する場合であっても最終日は延長されません。

(3) 年の途中で非居住者となる場合

確定申告義務がある者が、その年の翌年1月1日から確定申告書の提出期限までの間に納税管理人の届出をしないで国外に出る場合、又は年の途中で出国する場合には、出国の時までに確定申告書等を提出しなければなりません（この手続を通常「準確定申告」といいます。）。

なお、出国とは、居住者については納税管理人の届出（通法117②）をしないで国内に住所及び居所を有しない

が必要となります（所法124、125）。

イ 相続人が2人以上いる場合には、各相続人が連署により準確定申告書を提出することになります。準確定申告書には、各相続人の氏名、住所、被相続人との続柄などを記入した準確定申告書の付表を添付し、被相続人の死亡当時の納税地の税務署長に提出します。

ただし、他の相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することもできます。この場合、当該申告書を提出した相続人は、他の相続人に申告した内容を通知しなければならないことになっています。

ロ 準確定申告における所得控除の適用は、次のとおりです。

（イ）医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った医療費であり、死亡後に相続人が支払ったものを被相続人の準確定申告において医療費控除の対象に含めることはできません。

（ロ）社会保険料、生命保険料、地震保険料控除等の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った保険料等の額です。

（ハ）配偶者控除や扶養控除等の適用の有無に関する判定（親族関係やその親族等の1年間の合計所得金額の見積り等）は、死亡の日の現況により行います。

4 納税地

（1）原則

納税地は、その個人の「住所地」であり、住所がなく居所がある場合には「居所地」となります（所法15一、二）。

区 分	納 税 地
原 則	住所地（住所がなく居所がある場合には居所地）
非居住者	出国前の住所地又は居所地
死亡した者	その死亡当時における納税地（住所地、居所地又は事業所）

（2）納税地の特例

住所地に代えて「居所地」を、住所地又は居所地に代えて「事業場等の所在地」を、それぞれ納税地として選択することができます（所法16①、②）。

(3) 納税地の異動又は変更がある場合の手続

納税地の異動又は変更がある場合は、次により手続を行うこととなります。

① 納税地の異動がある場合は、異動後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載します。

② 納税地の変更を行う場合は、変更後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載します。

ただし、年の途中で納税地の異動又は変更があり、国税当局からの各種送付文書の送付先を変更する意思があるときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を、異動・変更後の納税地を所轄する税務署に提出することができます。

第2 非課税所得

1 非課税所得の取扱い

非課税所得は、各種所得金額の計算上、所得金額から除かれます（非課税所得については、資産の譲渡による損失が生じた場合でも、その損失の金額はないものとされ、他の所得から差し引くことはできません（所法9②）。）。

また、扶養親族等の判定における所得制限（合計所得金額が58万円以下（令和6年分以前は48万円以下））においては、非課税所得はないものとされます。

2 非課税所得の範囲

非課税所得については、所得税法及び租税特別措置法に規定されているほか、税法以外の各種法律（特別法）に規定されているものがあります（別紙2）。

また、実務上、課税しないこととして取り扱う経済的利益等があります（所基通28-1～5、28-9(2)、28-10、36-18～19、36-21～30、36-32等）。

非課税の趣旨	主な非課税所得の内容
① 障害者等の保護及び貯蓄奨励策に基づくもの	イ 障害者等の少額預金の利子所得等（所法10、措法3の4） ロ 障害者等の少額公債の利子（措法4） （注）上記イ及びロについては、各々350万円まで非課税となります。 ハ 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等（措法4の2） ニ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等（措法4の3） （注）上記ハ、ニの両方を有する場合は、合わせて550万円まで非課税となります（措法4の2④四、⑦二、措法4の3④四、⑦二）。
② 実費弁償的性格に基づくもの	イ 給与所得者の出張旅費、転勤旅費等（所法9①四） ロ 給与所得者の通勤手当（最高限度額月15万円まで）（所法9①五、所令20の2） （注）通勤手当のうち月額15万円（通勤形態に応じて異なります。）を超える部分の金額は、給与所得として課税されます。 ハ 現物給与等で職務の性質上欠くことのできないもの（所法9①六、所令21）
③ 社会政策的配慮（担税力）に基づくもの	イ 負傷、疾病に基因して受ける増加恩給、傷病賜金、遺族恩給、遺族年金等（所法9①三、所令20） ロ 雇用保険、健康保険、国民健康保険、介護保険の保険給付（雇用保険法12、健康保険法62、国民健康保険法68、介護保険法26） ハ 生活保護のための給付（生活保護法57） ニ 家具、じゅう器、衣服等生活に通常必要な動産の譲渡による所得（所法9①九） （注）生活に通常必要な動産のうち、貴金属、貴石、書画、骨とうで1個又は1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税されます（所令25）。 ホ 損害保険金、心身の損害による慰謝料、火災保険金、不法行為等による損害賠償金、見舞金等（所法9①十八、所令30） ヘ 学資に充てるため等に給付される金品（所法9①十五）（注） （注）学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合など一定の場合以外に該当するものを除外する。 ト 強制換価手続による資産の譲渡による所得（所法9①十、所令26） チ 子育て等に係る助成事業として国又は地方公共団体から支給される金品（所法9①十六、所規3の2）

非課税の趣旨	主な非課税所得の内容
④ 公益的な目的に基づくもの	文化功労者年金、ノーベル賞の賞金、学術又は芸術奨励として交付される金品（法９①十三）
⑤ 二重課税防止に基づくもの	相続、遺贈又は個人からの贈与（所法９①十七） （注）法人からの贈与は、業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除き、一時所得として課税されます（所基通34－1(5)）。
⑥ その他	イ 公益信託又は加入者保護信託につき生ずる所得（所法11②） ロ オリンピック、パラリンピックにおける表彰金品等（所法９①十四） ハ 宝くじの当せん金品（当せん金付証票法13） （注）国内のものに限ります。 ニ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等（NISA）（措法９の８、37の14） ホ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得（ジュニアNISA）（措法９の９、37の14の２） ヘ スポーツ振興投票券(toto)の払戻金（スポーツ振興投票の実施等に関する法律16） ト 貸付信託の受益権等の譲渡による所得（措法37の15①一） チ 子育て世帯に対する臨時特例給付金（措法41の８①二） リ 児童手当（児童手当法16）

○ 損害賠償金等を取得した場合の課税関係

資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金については、それが不法行為その他突発的事故による損害に係るものであるときは所得税法施行令第30条第2号の規定により、同号のかつこ書の規定に該当しない限り、課税されないこととなりますが、それが契約又はあらかじめ補償を約して行う事業の遂行による資産の消滅損（価値の減少損を含む。）に係るものであるときは、同号の規定に該当せず、同令第95条の規定により譲渡所得の収入金額として課税されることとなります。

生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服等（生活用資産）の譲渡による所得は非課税とされる（所法9①九）とともに、損失が生じた場合のその譲渡損失はなかったものとされます（所法9②）。

しかし、宝石や貴金属、書画、骨とうなどで1個又は1組の値段が30万円を超えるものの譲渡による所得は、課税されることとなります（所法9①九、所令25）。

取得原因			課税関係	具体例	
心身に加えられた損害に基因して取得するもの	給与又は収益の補償		非課税 (所令30一)	給与又は事業の収益の補償として加害者から受けるもの	
	慰謝料その他精神的補償料など		非課税 (所令30一)	示談金、慰謝料	
	見舞金		非課税 (所令30三)	いわゆる災害見舞金	
資産に加えられた損害に基因して取得するもの	棚卸資産など		課 税 (所令94①一)	棚卸資産の火災保険金、特許権の侵害による補償金	
	店舗、車両などの固定資産	業務の休止等に対する収益の補償	課 税 (所令94①二)	復旧期間中の休業補償金（販売機の破損など）	
		資産そのものの損害の補償	補償を約したもの	課 税 (所令95)	収用等により漁業権、水利権などが消滅することで受けるもの
			突発的なもの	非課税 (所令30二)	店舗の損害により受ける損害賠償金、火災保険金
		見舞金		非課税 (所令30三)	いわゆる災害見舞金
必要経費に算入される金額を補填するために受ける損害賠償金等			課 税 (所令30かつこ書)	従業員の給料、一時借店舗の賃借料	

○ 雇用保険法の規定に基づく失業等給付及び育児休業等給付の種類

給付区分	給付金等の名称
求職者給付	(一般被保険者に対するもの) 基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当
	(高年齢継続被保険者に対するもの) 高年齢求職者給付金
	(短期雇用特例被保険者に対するもの) 特例一時金
	(日雇労働被保険者に対するもの) 日雇労働求職者給付金
就職促進給付	就業促進手当、移転費、求職活動支援金
教育訓練給付	教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金
雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、介護休業給付金
育児休業給付	育児休業給付金、出生時育児休業給付金
出生後休業支援給付	出生後休業支援給付金
育児時短就業給付	育児時短就業給付金

第3 所得区分及び各種所得金額の計算

1 利子所得

利子所得とは、一般に利子といわれるもののうち、所得税法に規定しているもの（公社債の利子、預貯金の利子など限定列举）をいいます（所法23①）。

なお、利子所得の詳細は、別冊「金融所得一体課税の解説」を参照してください。

2 配当所得

配当所得とは、一般に配当といわれているもののうち、所得税法に規定しているもの（法人から受ける剰余金の配当又は利益の配当など限定列举）をいいます（所法24①）。

なお、配当所得の詳細は、別冊「金融所得一体課税の解説」を参照してください。

3 不動産所得・事業所得共通事項

（1）店舗併用住宅に係る費用

店舗併用住宅の住宅部分等に係る費用は家事費となり、必要経費には算入できません（所法45①一）。

（2）長期損害保険の保険料

JA共済（農協）の建物共済、長期総合保険などの長期損害保険の保険料は、支払保険料のうち業務用部分に対応するもので、かつ、積立保険料に相当する部分以外の金額が必要経費になります（積立保険料に相当する部分は資産計上）。その区分は、保険料払込案内書、保険証券添付書類等により区分されているところによります（所基通36・37共－18の2）。

（3）損害保険の満期払戻金

損害保険の満期払戻金は、被保険物が店舗等事業用資産であっても一時所得となります（所基通34－1(4)、36・37共－18の6）。

（4）減価償却

イ 定率法の届出をしていない場合には、定額法になります（所令125）。

ロ 平成10年4月1日以後に取得した建物については定率法及び旧定率法の選択はできません（所令120①一ロ）。

ハ 平成28年4月1日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物については、定率法の選択は

できません（所令120の2①一口）。

ニ 定率法を採用している減価償却資産に資本的支出を行った場合に、その支出をした日の属する年の翌年1月1日において減価償却資産の取得価額と当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の取得価額との合計額を取得価額等として一の減価償却資産を取得したものとすることができる特例について、平成24年3月31日以前に取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後にした資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産とを一の減価償却資産とすることはできません（所令127）。

ホ 土地付きで一括購入した事業用建物の取得価額を旧措置法第41条の住宅取得等特別控除の際の簡便法により区分することはできません。

ヘ 事業用資産の買換えの特例等を受けた場合の買換資産の取得価額は次のようになります（措法37の3）。

① 譲渡資産の譲渡収入金額＞買換資産の取得価額 の場合

$$\text{（譲渡資産の取得価額＋譲渡費用）} \times \frac{\text{買換資産の取得価額} \times 0.8 \text{（※）}}{\text{譲渡資産の譲渡収入金額}} + \text{買換資産の取得価額} \times 0.2$$

② 譲渡資産の譲渡収入金額＝買換資産の取得価額 の場合

$$\text{（譲渡資産の取得価額＋譲渡費用）} \times 0.8 \text{（※）} + \text{譲渡収入金額} \times 0.2 \text{（※）}$$

③ 譲渡資産の譲渡収入金額＜買換資産の取得価額 の場合

$$\text{（譲渡資産の取得価額＋譲渡費用）} \times 0.8 \text{（※）} + \text{譲渡収入金額} \times 0.2 \text{（※）} \\ + \text{（買換資産の取得価額－譲渡資産の譲渡収入金額）}$$

※一定の場合、0.8が0.75、0.2が0.3となる（措法37の3②③）。

ト 事業用固定資産等の取得時の仲介手数料は、その取得した年の必要経費に算入するのではなく、その資産の取得費となります（所令126）。

○ 減価償却の必要経費算入の特例の取扱い

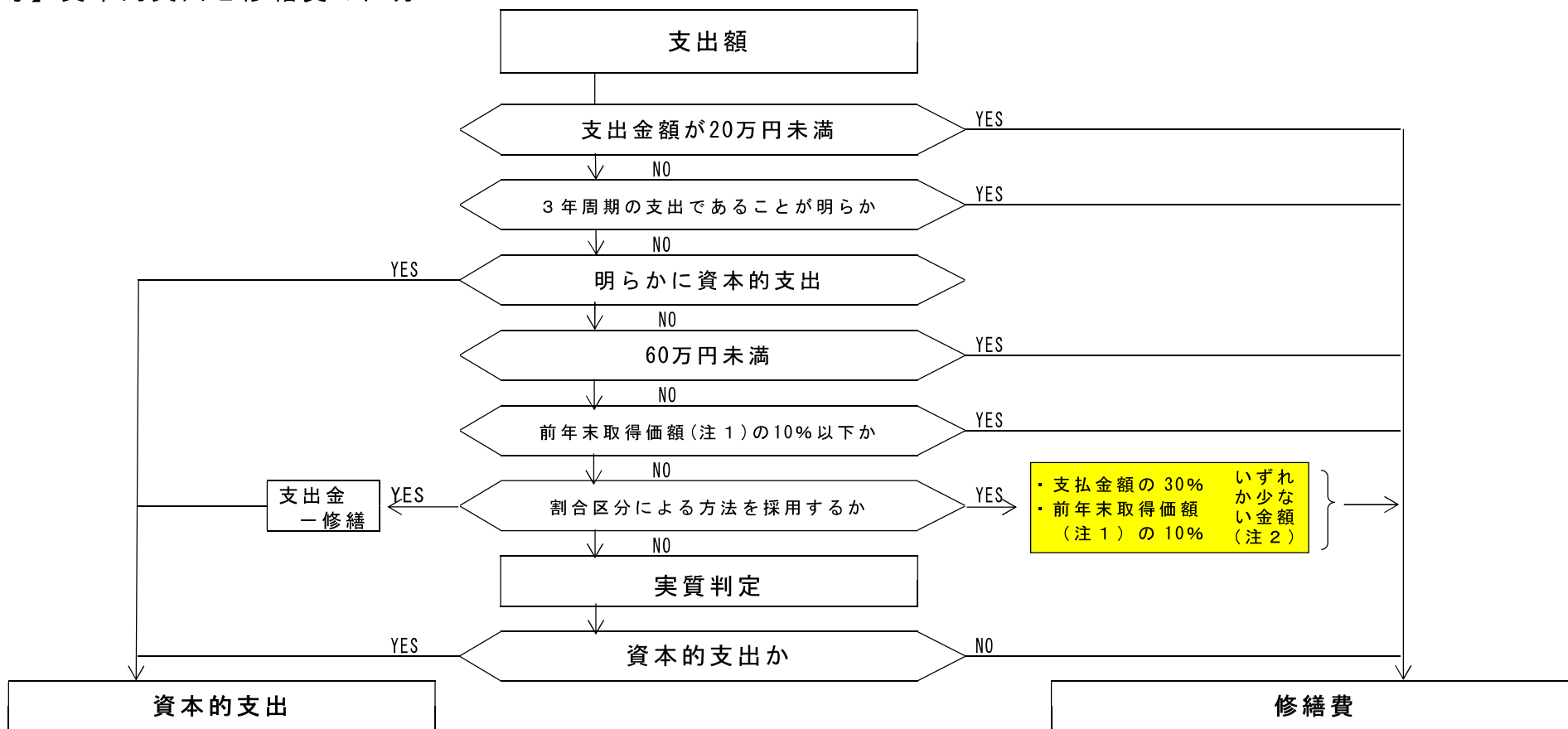
区 分	少額の減価償却資産 (所令138)	一括償却資産 (所令139)	中小企業者の少額減価償却資産 (措法28の2)
適用対象者	居 住 者		常時使用する従業員の数が500人以下の青色申告者
対象資産	不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の業務の用に供する減価償却資産で、使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの（貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）	不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の業務の用に供する減価償却資産で、取得価額が20万円未満のもの（少額の減価償却資産の適用対象資産及び貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）	平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得等をして、かつ、不動産所得、事業所得又は山林所得の業務の用に供する減価償却資産で、取得価額が10万円以上30万円未満のもの（他の特別償却の適用を受ける資産及び貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）
必要経費算入	業務の用に供した年分において全額必要経費算入（納税者の選択ではなく、要件に該当すれば、強制的に必要経費に算入）	一括償却資産の取得価額の合計額の3分の1相当額を業務の用に供した年以後3年間に必要経費算入	業務の用に供した年分において全額必要経費算入
適用要件		確定申告書に明細書の添付及び計算に関する書類の保存	確定申告書に明細書の添付
備 考	① 取得価額の判定は通常1単位として取引される単位で行う（所基通49-39）。 ② 使用可能期間1年未満とは、その業種における減価償却資産の使用状況等を勘案して一般的に消耗性のものかにより判定（所基通49-40）。	① 取得価額の判定は通常1単位として取引される単位で行う（所基通49-39）。 ② 3年間の期間内において滅失、除却、譲渡があっても必要経費算入額の変動はない（所基通49-40の2）。 ③ 適用対象者が死亡し、必要経費に算入していない金額があるときは適用対象者の死亡年の必要経費に算入する。ただし、業務承継者がいる場合は、選択によりその翌年以後その承継者が必要経費に算入することも認める（所基通49-40の3）。	① 必要経費に算入された金額は取得価額に算入しない（措法28の2④）。 ② 所令138及び139の適用はない。 ③ 取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る少額減価償却資産は対象から除外される（措法28の2①）。 ④ 令和4年3月31日以前に取得等をした減価償却資産については、旧措法28の2による（令4改正法附則31）。少額の減価償却資産及び一括償却資産も同様。

(5) 資本的支出

明らかに資本的支出とされるものは、修繕費として必要経費に算入することはできません。

また、資本的支出であるかどうか明らかでないものは、形式基準を参考に区分することになります（所基通 37-10 以下）。

【参考】資本的支出と修繕費の区分



(注1) 前年末に有する固定資産の原始取得価額+既往に支出した資本的支出額

(注2) 災害の場合は、支払金額の30%から資産損失として必要経費に算入された金額を除いた金額

(6) 借地権の更新料

借地権の更新料を支払った場合は、次の算式によって計算した金額が必要経費となります（所令182）。

$$(A + B - C) \times \frac{D}{E} = \text{借地権等の取得費の必要経費算入額}$$

A・・・借地権又は地役権の取得費

B・・・その更新前に支出した改良費及び更新料の額

C・・・取得費のうちその更新前に必要経費に算入された額

D・・・借地権又は地役権の更新料

E・・・借地権又は地役権の更新時の価額

(7) 専従者控除（給与）

青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色申告者の事業専従者を、配偶者控除又は扶養控除の対象とすることはできません（所法2①三十三、三十四）。

なお、専従者が他に職業を有しているなど専従できない状況にある場合は、たとえ事業に従事していても事業専従者控除（給与）を必要経費として差し引くことはできません（所令165②）。

また、白色申告者の場合には、「専従者控除前の所得÷（専従者数＋1）」の金額と、配偶者である専従者86万円又はその他の専従者50万円とを専従者ごとに比較して、いずれか低い金額が事業専従者控除の金額となります（所法57③）。

(8) 青色申告特別控除（措法25の2）

令和2年分の確定申告から、正規の簿記の原則に従って記帳している者に係る青色申告特別控除額は、55万円（改正前：65万円）となりました。ただし、e-Taxによる申告（電子申告）により確定申告書及び青色申告決算書を送信している場合又は優良な電子帳簿保存（令和4年分以後については、現行電帳法に基づく届出書を確定申告期限までに提出すること、令和2、3年分については、改正前電帳法に基づく事前承認が必要。）を行っている場合は、引き続き65万円の青色申告特別控除額が適用できます。

ただし、不動産所得を生ずべき業務が「事業的規模」で行われていない場合は、65万円又は55万円の青色申告特別控除は適用できません。

なお、貸借対照表を添付せず確定申告書を提出した場合又は確定申告書を確定申告期限後に提出した場合は65万

円又は55万円の青色申告特別控除は適用できません（10万円の青色申告特別控除は期限後申告、修正申告、更正の時点でも受けることができます。）。

また、所得税法第122条（還付等を受けるための申告）第1項の規定による申告書その他提出期限のない申告書を提出する者であっても、65万円又は55万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、確定申告期限までに確定申告書を提出する必要があります（措通25の2－6）。

4 不動産所得

（1）収入すべき時期

契約又は慣習により支払日が定められているものについてはその支払日、支払日の定められていないものについては支払を受けた日が収入すべき時期となります（所基通36－5(1)）。

したがって、前月末日を支払期とする月払家賃の契約において、いわゆる前家賃の収入すべき時期は原則としてその家賃の支払を受けるべき日の属する年分の収入金額となります。

（2）供託金等

賃貸借契約の存否についての係争等による供託金等は、その判決、和解等のあった日、家賃の値上げについての係争の場合には、たとえ供託中の家賃を受け取っていなくても、上記（1）に掲げる日が収入すべき時期となります（所基通36－5(2)）。

（3）敷金、保証金等

敷金や保証金名目で収受しても、返還をしないこととなる部分については、その返還をしないことが確定した年分に収入計上することになります（所基通36－7）。

（4）事業所得等に該当する場合

管理人を置いて不特定多数の自動車を駐車させている場合の所得は、事業所得又は雑所得となります（所基通27－2）。また、事業主が使用人に寄宿舎等を利用させることにより受ける使用料に係る所得は、通常、使用人の福利厚生の一環として行われていることから、事業所得となります（所基通26－8）。

（5）借地権等の設定

土地の時価の50％を超える対価の支払を受ける借地権等の設定は、資産の譲渡とみなされ譲渡所得となります（所令79）。

(6) 立退料

不動産所得の基因となっていた建物の賃借人に対して支払う立退料は、当該建物の譲渡に際し支出するもの又は当該建物を取り壊してその敷地となっていた土地等を譲渡するために支出するものを除き、その支出した日の属する年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入します（所基通37-23）。

なお、土地建物の取得に際して支払う立退料は、資産の取得費（取得価額）に算入されるため必要経費にはなりません（所基通38-11）。

(7) 事業的規模

建物の貸付けが事業として行われているかどうかの判定は、建物の貸付けが社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかにより判定しますが、次のイ又はロに当てはまるときは、特に反証がない限り、事業として行われるものとされています（所基通26-9）。

イ 貸間、アパートについては、貸与することができる独立した室数がおおむね10以上あること

ロ 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること

なお、5棟10室のカウントについて、1棟を2室と置き換えて判定してはなりません。

また、土地の貸付けが事業として行われているかどうかの判定においては、あくまでも社会通念上事業と称する程度の規模で土地の貸付けを行っているかどうかにより判定することになりますが、その判定が困難な場合には、貸室1室当たりのそれぞれの賃貸料や維持管理などの状況及び個別事情に照らし、貸室1室の貸付けに相当する土地の貸付件数を「おおむね5」として判定します。

○ 不動産貸付けの規模等による所得税法上の取扱い

項 \ 規 模		不動産所得を生ずべき業務が 事業として行われている場合	不動産所得を生ずべき業務が 事業として行われていない場合
資産損失 (固定資産等)	取除 壊 し 滅 失 却等	損失の生じた年分の必要経費に算入される (所法51①)。	損失の生じた年分の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入される (所法51④)。
	災 盗 害 横 領 難領	1 損失の生じた年分の必要経費に算入される (所法51①)。 2 被災事業用資産の損失の繰越控除の適用がある (所法70②③)。	1 雑損控除の適用がある (所法72)。 2 選択により、損失の生じた年分の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入することができる。 (所基通72-1)
貸 倒 損 失		賃貸料等の回収不能による損失は、損失が生じた年分の必要経費に算入される (所法51②)。	賃貸料等の回収不能による損失は、その収入の生じた年分にさかのぼって、収入金額がなかったものとされる (所法64①)。
青色事業 専従者給与・ 事業専従者控除		必要経費に算入する (所法57①③)。	適用はない。
青色申告 特別控除		一定の場合に65万円又は55万円の青色申告特別控除の適用ができる (措法25の2③、措規9の6)。	10万円の青色申告特別控除の適用がある。ただし、65万円又は55万円の青色申告特別控除を適用した事業所得者が不動産所得を有する場合には、その不動産所得を含めて65万円又は55万円の青色申告特別控除の適用ができる (措法25の2①)。
確定申告税額の延納に係る利子税		不動産所得に対応する部分は必要経費となる (所法45①二、所令97①)。	必要経費にならない (所法45①二)。
損 益 通 算		1 損失の金額は損益通算をすることができる (所法69①)。 ただし、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額については損益通算の対象としない (措法41の4)。 2 特定組合員の組合事業から生じる不動産所得の損失の金額は損益通算の対象とならない (措法41の4の2)。	

5 事業所得

(1) 事業用資産の売却

事業用車両等の事業用資産の売却損益は、事業所得ではなく総合課税の譲渡所得となりますが（所法33①②）、業務の性質上基本的に重要でない少額減価償却資産の譲渡による収入は、事業所得となります（所令81二）。

なお、少額重要資産の譲渡による収入のうち、貸衣装業における衣装類の譲渡、パチンコ店におけるパチンコ器の譲渡、養豚業における繁殖用又は種付用の豚の譲渡、養鶏業における採卵用の鶏の譲渡のように反復継続して譲渡されるものは、事業所得となります（所基通27－1、33－1の2）。

譲 渡 資 産 の 内 容 等			所 得 区 分
使用可能期間が 1 年未満			事業所得(又は雑所得)
① 所令138（少額の減価償却資産）の規定に該当するもの ② 所令139（一括償却資産）の規定の適用を受けたもの	その他の資産		
	少額重要資産	反復継続して譲渡	
		その他	譲 渡 所 得

(2) 棚卸資産の自家消費等

棚卸資産を自家消費等した場合は、通常の販売価額を収入に計上するのが原則ですが、仕入金額と通常の販売価額の70%相当額とのうち、いずれか多い方の金額を収入金額に計上することができます（所基通39－2）。

(3) 棚卸資産の低額譲渡

棚卸資産を著しく低い価額で譲渡した場合には、「通常の販売価額×70%－譲渡価額」が実質的に贈与したと認められる金額として収入金額に加算されます（所法40①二、所基通40－3）。

(4) 大工、左官、とび職等の給与・事業所得区分

大工、左官、とび職等の給与・事業所得区分の取扱いについては、個別通達があります。

【参考】平21.12.17付課個5－5「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」（抜粋）

1 定義

この通達において、「大工、左官、とび職等」とは、日本標準職業分類（総務省）の「大工」、「左官」、「とび職」、「窯業・土石製品製造従事者」、「板金従事者」、「屋根ふき従事者」、「生産関連作業従事者」、「植木職、造園師」、「畳職」に分類する者その他これらに類する者をいう。

2 大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得区分

事業所得とは、自己の計算において独立して行われる事業から生ずる所得をいい、例えば、請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供の対価は事業所得に該当する。また、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供の対価は、事業所得に該当せず、給与所得に該当する。

したがって、大工、左官、とび職等が、建設、据付け、組立てその他これらに類する作業において、業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬に係る所得区分は、当該報酬が、請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのか、又は、雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのかにより判定するのであるから留意する。

この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定するものとする。

- (1) 他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。
- (2) 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く。）を受けるかどうか。
- (3) 作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く。）を受けるかどうか。
- (4) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか。
- (5) 材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く。）を報酬の支払者から供与されているかどうか。

(5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例（措法27）

家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。

事業所得又は雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、家内労働者等の場合には、必要経費として65万円（令和2年分から令和6年分の所得税については55万円）まで認める特例があります。

この特例は、家内労働者等が事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が65万円未満である場合の全てについて適用することとされており、家内労働者等が家内労働者等に係る所得以外の事業所得及び雑所得を有する場合についても、これらの所得（例えば、個人年金や農業所得等）を含めたところでこの特例が適用されることになります。

イ 家内労働者等の所得が事業所得又は雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が65万円未満のときであっても、所得金額の計算上必要経費が65万円まで認められます。

ロ 家内労働者等に事業所得及び雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得及び雑所得の実際にかかった経費の合計額が65万円未満のときは、上記イと同様必要経費が合計で65万円まで認められます。この場合には、65万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

ハ 家内労働者などによる所得のほか、給与等の収入金額がある場合

- （イ）給与等の収入金額が65万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- （ロ）給与等の収入金額が65万円未満のときは、65万円からその給与等の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

二 この特例を受ける場合の注意事項等

- （イ）特例の必要経費額は、事業所得や公的年金等以外の雑所得の収入金額が限度です。
- （ロ）この特例に該当する所得しかない人で、令和7年分の総収入金額が123万円以下の場合は、総所得金額が基礎控除額の58万円以下となりますので、扶養者の所得税額の計算上、配偶者控除あるいは扶養控除の対象となります。
- （ハ）上記ロ又はハに該当する方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書」を使用してください。

6 給与所得

(1) 給与所得控除

給与所得控除額は、その年中の給与等の収入金額が850万円を超える場合には、195万円の上限額が適用されます。

また、令和7年分以後の給与所得控除については、最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

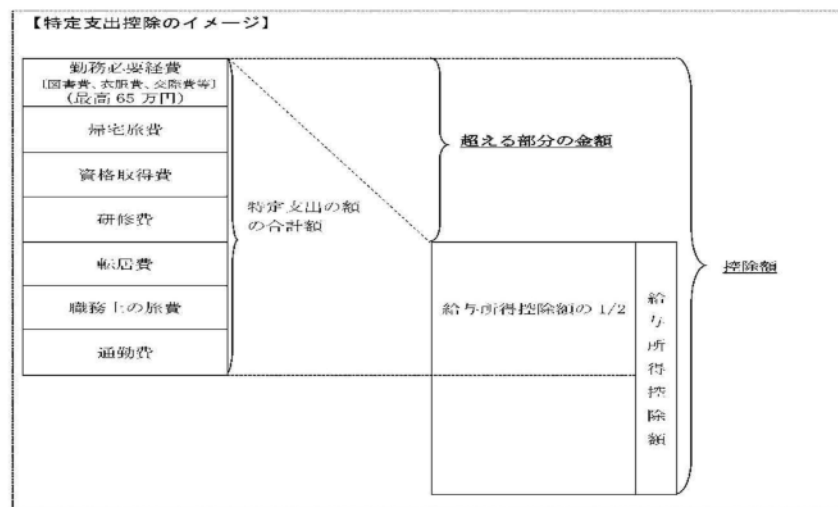
(2) 特定支出控除

給与所得者の特定支出控除については、次の【要件】をいずれも満たす場合には、給与所得の金額を次の【算式】により求めた金額とすることができます（所法57の2、所令167の3）。

- 【要件】 ① 居住者が、その年中において特定支出をしたこと
 ② 特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えること

【算式】

$$\text{給与等の収入金額} - \left\{ \text{給与所得控除額} + \left[\text{特定支出の額の合計額} - \text{給与所得控除額の1/2} \right] \right\} = \text{給与所得の金額}$$



特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び次の表に掲げる給与等の支払者の証明書を添付する必要があります。なお、令和5年分以後は、研修費及び資格取得費（いずれも教育訓練に係る部分に限る）に係る支出については、給与等の支払者の証明書に代えて、キャリアコンサルタントが発行する証明書を添付できることになりました（令和5年6月14日付国税庁「令和5年分以後の所得税に適用される給与所得者の特定支出の控除の特例の概要等について（情報）」参照）。

また、確定申告書等の提出に当たっては、特定支出に係るその支出の事実及びその金額を証する書類（領収証等）を添付するか又は提出の際に提示しなければならないこととされています。

	添付を要するもの							添付又は提示	
	通勤費に関する証明書	職務上の旅費に関する証明書	転居費に関する証明書	研修費に関する証明書	資格取得費に関する証明書	帰宅旅費に関する証明書	勤務必要経費に関する証明書	搭乗・乗車・乗船に関する証明書	領収書等
通勤費	○								○
職務上の旅費		○							○
転居費			○						○
研修費				○					○
資格取得費					○				○
帰宅旅費						○		○	○
勤務必要経費							○		○

（注1）特別車両料金（グリーン料金含む）、特別船室料金その他鉄道等の客室の特別の設備の利用についての料金（以下「特別車両料金等」といいます。）は、特定支出控除の対象とはなりません。

なお、特別急行料金は特別車両料金等には当たらないので、特定支出控除の対象となります。

（注2）法科大学院に係る支出は、資格取得費として特定支出の控除の対象となりますが、会計大学院に係る支出は資格取得費として特定支出控除の対象とはなりません。

（注3）図書費、衣服費及び交際費等については、職務の遂行に直接必要なものであることを給与等の支払者により証明されたものに限り、勤務必要経費として特定支出となります（上限65万円）。

(注4)「雇用保険法に規定する教育訓練給付金」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立支援教育訓練給付金」が支給される部分の支出については、特定支出控除の対象とはなりません。

(注5) 令和2年分以後の所得税においては、特定支出の範囲に、職務上の旅費(勤務する場所を離れて勤務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出)が追加されるとともに、単身赴任者の帰宅旅費に係る回数制限の撤廃等の拡充がされました。

7 譲渡所得

譲渡所得とは、販売用の資産(棚卸資産)や金銭債権を除く所有資産の価値の増加益(キャピタルゲイン)について、その資産が売買等により所有者の手を離れる(譲渡)のを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税するものであり、具体的には、土地、借地権、建物、船舶、機械器具、ゴルフ会員権、特許権、有価証券、金地金、書画骨とう、宝石などの資産の譲渡による所得をいいます(所法33)。

なお、譲渡所得のうち、土地建物等(土地、土地の上に存する権利(借地権等)、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます。)の譲渡による所得と株式等(株式、投資信託の受益権及び公社債)の譲渡による所得については、他の所得と区分して税額を計算する分離課税の対象となります。

また、土地建物等の譲渡による譲渡所得の詳細は、「令和7年分譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を、株式等の譲渡による譲渡所得の詳細は、別冊「金融所得一体課税の解説」を参照してください。

(1) 金銭債権の譲渡

金銭債権の譲渡による所得は、金利に相当するものですから事業所得又は雑所得となります(所基通33-1)。

(2) ゴルフ会員権の譲渡

ゴルフ会員権の譲渡による所得は、株式形態によるもの、株式形態によらないものを問わず、原則として総合課税の譲渡所得となります(所基通33-6の2、33-6の3)。

なお、ゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は、給与所得などの他の所得と損益通算することができません。

9 雑所得

(1) 公的年金等

公的年金等控除額を計算する際に65歳未満であるかどうかの判定は、その年12月31日現在（年の途中で死亡し又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の年齢によることとなります（措法41の15の3④）。

なお、過去に遡及して支給を受けた年金収入は、各年別に区分して収入に計上することになります（所基通36－14）。

また、居住者が外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に基づいて支給される年金については、公的年金等の雑所得に該当することになります（所法35③三、所令82の2、72③九）。

(2) 互助年金等

互助年金や医師年金等は、公的年金等以外の雑所得に該当します（所法35③）。

(3) 相続等に係る生命保険契約等や損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得

相続等に係る生命保険契約等や損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算については、各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます（所令185、186）。

(4) 定期積金の給付補填金等

定期積金や相互掛金の給付補填金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益及び平成27年12月31日以前に発行された国債及び地方債などの一定の割引債の償還差益については源泉分離課税の制度が適用されますので他の所得と総合して確定申告することができません（所法174、措法41の10、41の12）。

(5) 還付加算金

還付加算金は、雑所得となります（所基通35－1(4)）。

(6) 暗号資産取引

暗号資産取引により生じた損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、その暗号資産取引自体が事業と認められる場合及びその暗号資産取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合を除き、雑所得となります（令和6年12月20日付国税庁「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」）。

なお、「暗号資産取引自体が事業と認められる場合」とは、例えば、暗号資産取引の収入によって生計を立てていることが客観的に明らかである場合などが該当し、この場合は事業所得に区分されます。

また、「暗号資産取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合」とは、例えば、事業所得者が、

事業用資産として暗号資産を保有し、棚卸資産等の購入の際の決済手段として暗号資産を使用した場合が該当します。

(7) 外国為替証拠金取引 (FX)

外国為替証拠金取引 (FX) については、先物取引に係る雑所得等の課税の特例 (申告分離課税) 及び損失の繰越控除の適用対象となります。

ただし、金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引に該当しない取引及び平成28年10月1日以後に行う店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業を行う者に限ります。) 又は登録金融機関以外との取引は、申告分離課税ではなく、総合課税の対象となり、損失の繰越控除の適用はありません。

(8) 雑所得の範囲

所得税基本通達 35-2 の令和4年10月7日付一部改正により、業務に係る雑所得に該当する所得が例示されるとともに、事業所得と認められるかどうかの判定についての考え方が明らかにされました。この改正は令和4年分の所得税から適用されています。

なお、事業所得と業務に係る雑所得の区分については、社会通念で判定することが原則ですが、その所得に係る取引を帳簿書類に記録し、かつ、記録した帳簿書類を保存している場合には、その所得を得る活動について、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有し、社会通念での判定において、事業所得に区分される場合が多いと考えられます。

しかし、その所得に係る取引を記録した帳簿書類を保存している場合であっても、①その所得の収入金額が僅少と認められる場合や、②その所得を得る活動に営利性が認められない場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

また、その所得に係る取引を帳簿に記録していない場合や、記録していても保存していない場合には、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有しているとは認め難く、また、事業所得者に義務付けられた記帳や帳簿書類の保存が行われていない点を考慮すると、社会通念での判定において、原則として、事業所得に区分されないものと考えられます。

ただし、その所得を得るための活動が、収入金額300万円を超えるような規模で行っている場合には、帳簿書類の保存がない事実のみで所得区分を判定せず、事業所得と認められる事実がある場合には、事業所得と取り扱うこととなります (国税庁 HP「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」参照)。

10 所得金額調整控除

令和2年分以後の所得税から、次のとおり所得金額調整控除が創設されました。

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次に掲げる者の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除します（措法41の3の11①⑤）。

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ 特別障害者である同一生計配偶者を有する者

ニ 特別障害者である扶養親族を有する者

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除します（措法41の3の11②⑤）。

第4 損益通算

1 事業所得等の赤字の金額と一時所得又は総合長期譲渡所得との損益通算

事業所得等の赤字の金額と一時所得又は総合長期譲渡所得とを通算する場合は、50万円の特別控除後で、2分の1をする前の金額と通算することになります（所法22、69①、所令198三）。

2 土地等又は建物等の譲渡所得の金額の計算上生じた損失

土地等又は建物等の譲渡所得の金額の計算上生じた損失は、原則として土地等又は建物等の譲渡に係る所得以外の所得から差し引くことができません（注）。また、土地等又は建物等の譲渡に係る所得以外の赤字を、土地等又は建物等の譲渡に係る所得から差し引くこともできません（措法31①③、32①④）。

（注）後記第5「2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5）」及び「3 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5の2）」の適用がある場合に限り、土地等又は建物等の譲渡に係る所得以外の所得から差し引くことができます。

3 生活に通常必要でない資産に係る損失

生活に通常必要でない資産についての所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象とはなりません。（所法62、69②、所令178、200）。

ただし、居住者が、災害又は盗難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額は、損失の生じた日の属する年分又は翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除することができます。

なお、生活に通常必要でない資産とは、競走馬（事業用は除きます。）、別荘、書画、骨とう、貴金属、ゴルフ会員権等です。

4 株式等を譲渡した場合の損失

一般株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、一般株式等の譲渡所得等以外の所得から差し引くことができません。

なお、上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上損失の金額は、原則として上場株式等の譲渡所得等以外の所得から差し引くことはできませんが、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」に該当する場合には、その年又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除きます。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から控除することができます（措法37の12の2）。

また、申告分離課税とされる先物取引の差金等決済に係る雑所得等の損失についても同様に損益通算はできません

(措法41の14①②)。株式等を譲渡した場合の損失に係る詳細は、別冊「金融所得一体課税の解説」を参照してください。

(注) 特定公社債の譲渡損失及び利子所得等についても、損益通算及び繰越控除の対象となっています(措法37の12の2)。

5 不動産所得に係る損益通算の特例

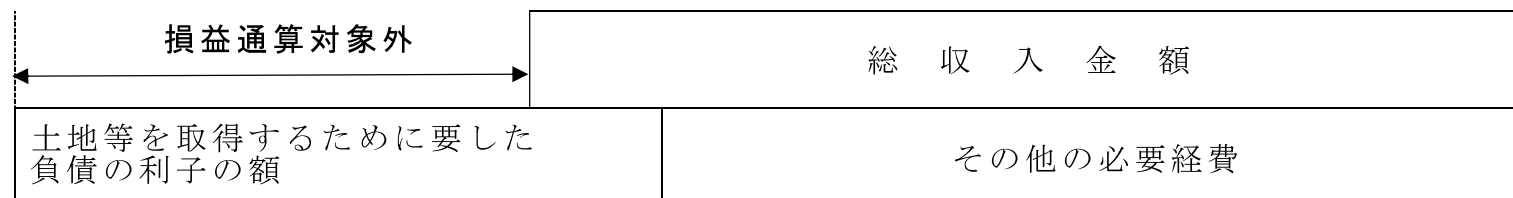
不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうち不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、次のそれぞれに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額は生じなかったものとみなされます(措法41の4、措令26の6①)。

なお、この規定は、不動産貸付けの規模にかかわらず適用されます。

また、他の各種所得との損益通算を認めない規定のため、不動産所得内の差引計算(赤字となる不動産所得とそれ以外の黒字となる不動産所得の通算)は認められません。

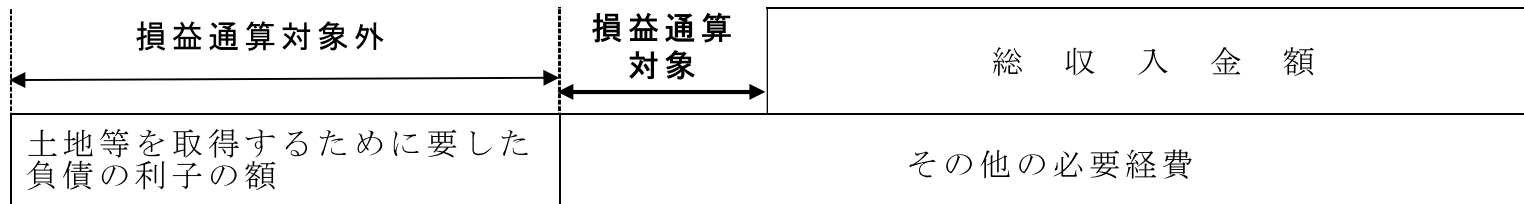
◎ その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額がその不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額を超える場合

その損失の金額



◎ その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額がその不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額以下である場合

その損失の金額のうちその負債の利子の額に相当する金額



(設例)

- 土地の取得価額 30,000,000円
内 業務に使用する部分 (50%) 15,000,000円
- 建物の取得価額 20,000,000円
内 業務に使用する部分 (40%) 8,000,000円
- 自己資金 10,000,000円
- 借入金の額 (区分不明) 40,000,000円
内 業務に使用する部分 18,400,000円

$$40,000,000 \times \frac{15,000,000 + 8,000,000}{30,000,000 + 20,000,000} = 18,400,000$$

- 借入金の利子の額 3,000,000円
内 必要経費に算入すべき額 1,380,000円

$$3,000,000 \times \frac{15,000,000 + 8,000,000}{30,000,000 + 20,000,000} = 1,380,000$$

イ 業務に使用する部分の土地の取得に要した借入金の額

$$18,400,000 \text{円} - 8,000,000 \text{円} = \underline{10,400,000 \text{円}}$$

ロ 業務に使用する部分の土地の取得に要した借入金の利子の額

$$1,380,000 \times \frac{10,400,000}{18,400,000} = 780,000$$

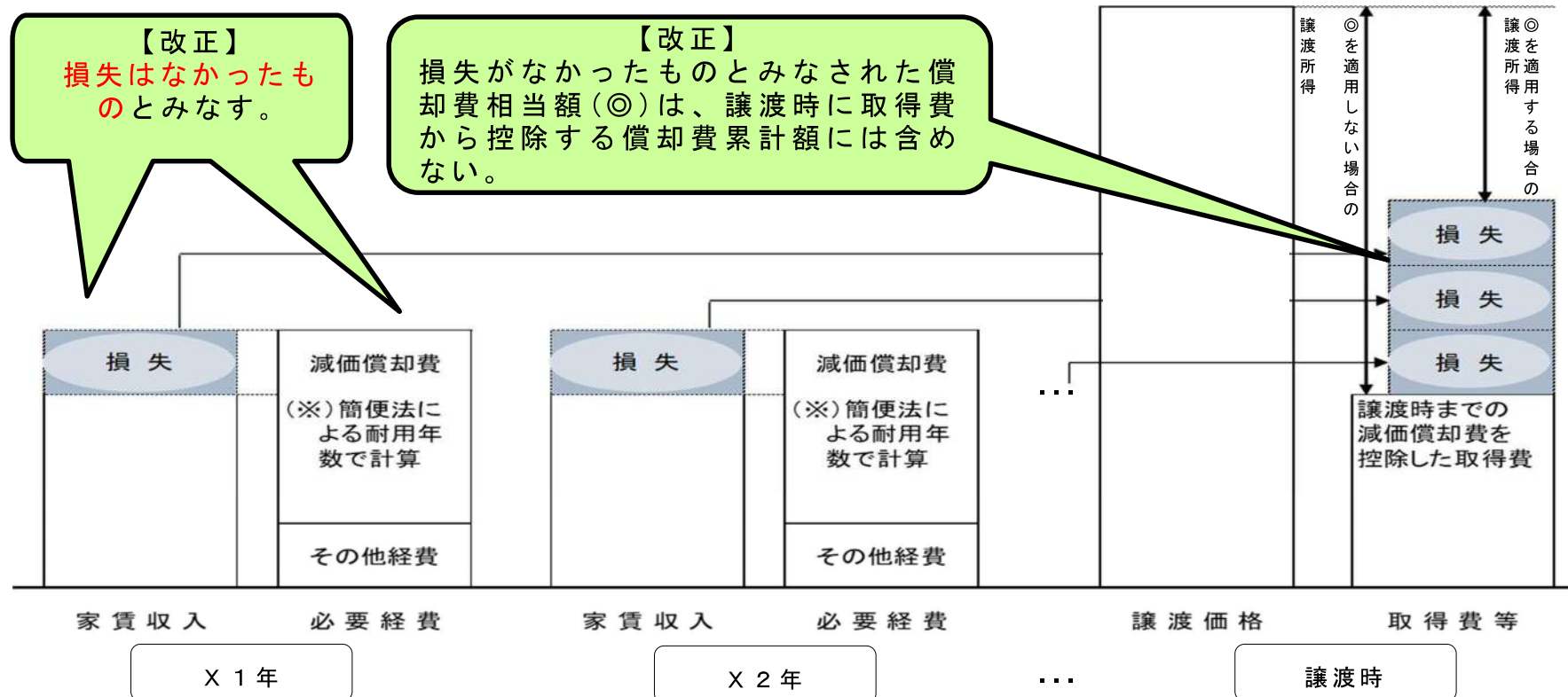
6 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例が創設され、個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合、その年分の不動産所得の金額の計算上、国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額があるときは、その償却費に相当する部分の損失の金額は生じなかったものとみなし、損益通算等ができないこととされました（措法41の4の3）。

なお、本特例の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡所得の金額の計算上、その取

得費から控除することとされる償却費の額の累積額からは、本特例により生じなかったものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除することとされました。

また、本特例の国外中古建物とは、国外にある中古の建物で個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、その建物の償却費の計算に係る耐用年数を見積法又は簡便法により算定しているものとされています。ただし、建物の使用可能期間を建物が所在している国の法令に基づく耐用年数に相当する年数としている旨を明らかにする書類などにより、当該使用可能期間が適当であることの確認ができる建物は除かれます。



第5 損失の繰越

1 純損失、雑損失の繰越控除

純損失、雑損失の繰越控除は、原則として純損失、雑損失の金額が生じた年分について損失申告書（確定申告書第4表）を提出し、その後の年分において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用されます（所法70、71）。

なお、繰越損失額は、任意の金額を任意の年分で控除することはできず、純損失、雑損失の金額に達するまで連続して順次控除しなければなりません。

また、純損失の金額を有する者が死亡した場合には、繰越控除の規定の適用はないことになりますから、被相続人の事業を承継した相続人があった場合であっても相続人の所得から控除することはできません。

2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5）

【主な要件】

① 適用期間	平成10年1月1日～令和7年12月31日
② 譲渡資産	所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
③ 買換資産	イ 居住用家屋（床面積50㎡以上）及びその敷地 ロ 譲渡日の前年の1月1日から譲渡日の翌年12月31日までの間に取得して、取得日からその翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであること
住宅借入金等	繰越控除の適用年の年末において買換資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
④ 敷地に係る譲渡損失の金額	500㎡超の敷地に対応する部分の譲渡損失の金額が繰越控除の対象とはならない。
⑤ 住宅借入金等特別控除関係	買換資産について住宅借入金等特別控除を適用することができる。
⑥ 所得要件	繰越控除は合計所得金額3,000万円以下に限る。

3 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5の2）

【主な要件】

① 適用期間	平成16年1月1日～令和7年12月31日	
② 譲渡資産	所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等	
	住宅借入金等	譲渡に係る契約を締結した日の前日において譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
③ 譲渡資産に係る譲渡損失の金額	対象となる損失の金額は譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から譲渡資産の対価の額を控除した残額が限度となる。	
④ 所得要件	繰越控除は合計所得金額3,000万円以下に限る。	

第6 所得控除

1 雑損控除

（1）損害金額

雑損控除の対象となる損害金額は、住宅や家財などについて受けた損失額と災害等に関連してやむを得なく支出をした金額です（所法72①、所令206）

なお、住宅や家財などについて受けた資産の損失額は、損失を受けた時の直前におけるその資産の価額（時価）を基にして計算します。

また、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価額から非業務用資産として計算した減価償却費累積額相当額を控除した金額を基礎として資産の損失額を計算することもできます（所令206③）。

【損害金額の計算における留意点】

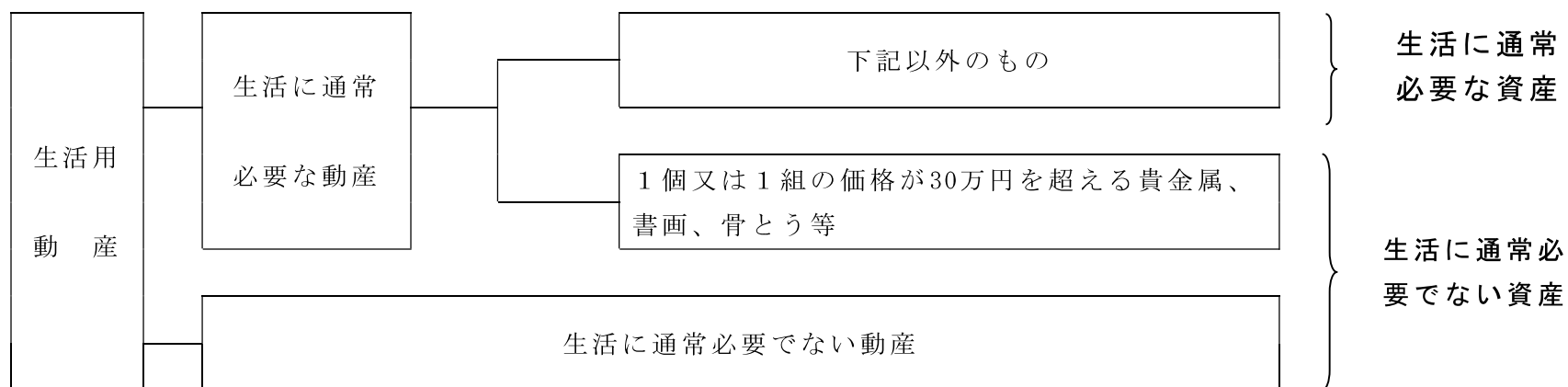
- ・ 生計を一にする親族の総所得金額等が基礎控除の額を超えている場合には、その親族の有する資産の損失額を含めることはできず、各人が雑損控除の適用を受けることになります（所法72①、所令205①）。
- ・ 保険会社や加害者から受けた保険金や損害賠償金、見舞金、任意の互助組織から受けた災害見舞金などは、損害金額から差し引きます。ただし、友人や知人又は近隣から受けた見舞金などは損害金額から差し引く必要はありません（所令206、所基通72－7）。

(2) 雑損控除の対象とならない資産

貴金属等の生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象から除かれます（所法72①）。

「生活に通常必要でない資産」とは、次の資産をいいます（所令178①）。

- ① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- ② 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- ③ 上記②以外の資産（ゴルフ会員権等）
- ④ 生活の用に供する動産で、次のもの



(3) 詐欺・脅迫による損失等

詐欺・脅迫による損失、保証債務の履行により生じた損失等は、雑損控除が適用される損失に該当しません。

(4) 雪下ろし費用等

豪雪の場合において、家屋（生活に通常必要でない家屋及び事業用の家屋を除きます。以下同じです。）の倒壊を防止するための①屋根の雪下ろし費用、②家屋の外周の雪の取除き費用、③これらに直接関連して必要となる雪捨て費用は、資産の取得費となるものを除き、災害関連支出として雑損控除の対象になります（昭56.1.29直所3-2）。

具体的には、次のような費用が対象となります。

イ 人夫賃

雪下ろし等のために雇用した者（生計を一にしている親族及び同一家屋内で生活している親族を除きます。）

に支払った賃金（日当、時間給又は請負金額）、旅費、除雪用具等の借損料、食事費用等

ロ 除雪機械等の借上料

雪下ろし等のための機械類（ブルドーザー、パワーショベル等）や運搬車両（ダンプ式貨物自動車等）の借上料、借主が負担した燃料費（自己所有の機械等の燃料費を含む。）

ハ 町内会等が行った雪下ろし費用等の分担金

個人の屋根の雪下ろし等を町内会等が行い、その費用を当該個人が分担した場合の分担金

ニ 専ら雪下ろし等に使用され、かつ、一冬限りで費消し尽くされる消耗品

雪下ろし用スコップ、雪下ろし用ビニール製波板、雪運搬用そり（スノーダンプ）など

ホ 防護柵（雪囲い）

切迫している被害の発生を防止するための応急措置に係る防護柵等の設置費用で、その費用の支出の効果がその災害による被害の発生を防止することのみに寄与するもの（被害発生の緊急性がやんだ後には、その支出の効果が残らないもの）

（注）雪下ろし費用等は、原則として支出した日の属する年分の雑損控除の対象となりますが、例えば、豪雪の状況が本年から続いており、本年に降り積もった雪を翌年になって除去等したような場合には、災害の発生は本年中であると認められるため、翌年3月15日までの支出について、本年分の雑損控除の対象とすることができます（所基通72－5）。

ただし、本年に降り積もった雪をいったん本年中に除雪・融雪して家屋の倒壊の防止を行った後、翌年以降再び、豪雪により家屋の倒壊の防止を行うために支出した雪下ろし費用等については、翌年中に生じた災害により支出したものと認められることから、翌年3月15日までに支出したものであっても、本年分の雑損控除の対象とすることはできません。

2 医療費控除

（1）医療費控除

自己や自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために、その年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます（所法73①）。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \end{array} - \left\{ 10\text{万円} \left[\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円以下} \\ \text{の人は所得の合計額の5\%} \end{array} \right] \right\}$$

（2）セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

自己が健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、自己や生計を一にする配偶者その他の親族のた

めにその年中に支払った特定一般用医薬品の購入費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます（措法41の17）。

なお、令和4年分の申告から、適用対象となる医薬品の範囲が見直され、一部の医薬品が対象から除外（経過措置として令和7年12月31日までは控除の対象。）されるとともに、一定のスイッチOTC医薬品でない医薬品が対象に追加されることとなりました。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支払った特定一般用医薬品} \\ \text{等購入費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補填} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - 1 \text{ 万 } 2 \text{ 千 円}$$

（３）添付書類

令和3年分以後の医療費控除及びセルフメディケーション税制による医療費控除の特例について、次のとおり添付書類の改正が行われています。

イ 医療費控除の添付書類の改正

医療費通知の発行者に審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）が追加されました。また、医療費通知について、書面添付・電子データでの添付のほか、添付省略及びQRコード付証明書の添付が認められることとなりました。

なお、添付省略をした医療費通知については、5年間の保存が必要となります。

ロ セルフメディケーション税制の添付書類の見直し

セルフメディケーション税制の適用を受ける者は、セルフメディケーション税制に関する明細書及び健康の維持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類を確定申告書の提出の際に添付又は提示をしなければならないこととされていましたが、令和3年分以後の確定申告においては、セルフメディケーション税制に関する明細書に取組関係書類に関する事項を記載し、取組関係書類の添付又は提示は不要とされました。

なお、取組関係書類については、5年間の保存が必要となります。

3 社会保険料控除

社会保険料控除は、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合にその支払った者に社会保険料控除が適用されます。

したがって、自己と生計を一にする配偶者その他の親族の年金から特別徴収されている後期高齢者医療制度に係る保険料や介護保険料については、自己の社会保険料控除の対象にはなりません。

なお、保険料を口座振替の方法により支払っている場合、当該保険料について社会保険料控除が適用されるのは、あくまでも口座名義人となります。例えば、保険料相当額を振替口座に振り込むなどして、口座名義人以外の者が実質的に保険料を負担したような場合であっても、口座名義人の社会保険料控除になります。

(1) 前払保険料

国民年金保険料を2年前納した場合の社会保険料控除については、全額を納めた年に控除するか、又は各年分の保険料に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択することができます。

(2) 医師年金等の掛金

医師年金又は歯科医師年金の掛金は、社会保険料控除の対象とはなりません（所法74②）。

4 小規模企業共済等掛金控除

納税者の配偶者に係る小規模企業共済等掛金は、当該配偶者の申告の際に控除するものであって、当該納税者の控除に含めて申告することはできません（所法75①）。

5 生命保険料控除

平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち、介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする契約等に係る支払保険料は、介護医療保険料控除として生命保険料控除の対象となります（平22改正法附則4）。

6 地震保険料控除

居住者が、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額（最高1万5千円）をその年分の総所得金額等から控除することができます（地震保険料控除と合わせて最高5万円）。

この場合において、当該長期損害保険契約等が地震保険料控除の対象となる損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとされます（平18改正法等附則10）。

7 寄附金控除

寄附金控除の対象となる特定寄附金は、別紙3のとおりです。

また、寄附金控除の計算方法は、次のとおりです。

【計算方法】

次の①と②のいずれかの低い方の金額

$$\left[\begin{array}{l} \text{①「特定寄附金の合計額」} \\ \text{②「総所得金額等×40\%」} \end{array} \right] - \left[2,000\text{円} \right] = \text{寄附金控除額}$$

(注)「特定寄附金の合計額」には、公益社団法人等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除及び政党等寄附金特別控除の適用を受けることを選択した寄附金は含まれません。

(1) 寄附金控除の対象とならない寄附金

次の寄附金は、寄附金控除の対象となりません。

イ 学校の入学に関してするもの(所法78②)

ロ 国又は地方公共団体に対する寄附金でその寄附をした者が、その寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別の利益がその寄附をした人に及ぶと認められるもの(所法78②一、所基通78-2)

ハ 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金(当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。)で、財務大臣が指定したもの以外のもの(所法78②二)

ニ 令和3年4月1日以降に行う、公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの(所法78②二三、平成28年財務省告示第93号)

ホ 政治活動に関する寄附金のうち、政治資金規正法に違反するもの、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの(措法41の18①)。

(2) 地方公共団体等に対する土地等の資産の寄附

地方公共団体等に土地等の資産を寄附して租税特別措置法第40条の適用を受ける場合には譲渡益相当額が非課税とされるため、寄附金控除の対象となる寄附金の額は、その資産の取得費及び寄附に要した費用の合計額となりま

す（措法40⑱）。

（３）災害義援金等

国内の災害に際して募金団体が募集する義援金等が最終的に地方公共団体へ拠出されるものは地方公共団体に対する寄附金に該当します（所法78②一、所基通78－5）。

なお、海外で発生した災害等の被災者等への義援金等については、日本赤十字などの海外被災者救援を目的とする特定公益増進法人を通じて被災者等に交付されるものは、寄附金控除の対象となりますが、特定公益増進法人を通じないで、直接被災者等に交付されるものは寄附金控除の対象になりません。

また、災害義援金等に係る寄附金控除の適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を支出したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、受領証、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

（４）ふるさと納税

イ ワンストップ特例

ふるさと納税についてワンストップ特例を適用している場合には、確定申告せずに寄附金控除を受けることができます。

ワンストップ特例は、①確定申告が不要な給与所得者等で、②ふるさと納税先の地方団体数が5団体以内であり、③ふるさと納税を行う際に各地方団体に特例の適用に関する申請書を提出した場合に適用されます。この場合、所得税から控除される寄附金控除額に相当する金額も含めて住民税で税額控除を受けられます。

なお、ふるさと納税のワンストップ特例を適用していた者が医療費控除等を受けるために確定申告する場合は、ワンストップ特例の適用を受けていたふるさと納税についての寄附金控除も併せて申告する必要があります。

ロ 仲介事業者を活用したふるさと納税の申告手続の簡素化

個人が、ふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けるための確定申告書を提出する場合には、地方公共団体が発行するふるさと納税に係る受領証を確定申告書に添付し、又は提示しなければならないこととされていますが、令和3年分以後の確定申告より、特定寄附金を受領する者が地方公共団体であるときには、受領証に代えて、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であって特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができると認められるものとして国税庁長官が指定した特定事業者が発行する「地方公共

団体がその特定寄附金を受領した旨、地方公共団体の名称、その特定寄附金の額及び特定寄附金を受領した年月日を証する書類」を添付することができることとされています。

なお、居住者がe-Taxによる確定申告を行う場合には、特定事業者の特定寄附金の額等を証する書類に記載されている事項を入力して送信すること又は特定事業者の特定寄附金の額等を証する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録で特定事業者から交付を受けたものを送信することにより特定事業者の特定寄附金の額等を証する書類の提出に代えることができることとされています。

(5) 指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除の特例

令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、中止若しくは延期又はその規模の縮小を行った文化芸術・スポーツに関する行事で一定のもの（文部科学大臣の指定行事）に係る入場料金等の払戻請求権の全部又は一部を放棄した場合には、その払戻請求権相当額の合計額（最高20万円）について、寄附金控除又は公益社団法人等寄附金特別控除の対象とする特例が措置されています（新型コロナ税特法5）。

8 寡婦・ひとり親控除

令和2年分の所得税から、ひとり親控除が創設されるとともに、寡婦（寡夫）控除については、要件の見直しを行った上で、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組され、寡婦控除の特例（旧措法41の17）が廃止されました。

なお、いずれの控除についても、本人の合計所得金額が500万円を超える場合は適用できません（所法2①三十及び三十一、80及び81、所令11及び11の2）。

また、離婚して扶養親族のいない寡婦は、寡婦控除は適用できません（所法2①三十）。

種類	控除額	適用対象者
寡婦控除	27万円	寡婦に該当する者（次に掲げる要件のいずれかを満たす者で、「ひとり親」に該当する者を除く。） ○ 夫と離別した後婚姻をしていない者で、①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、②扶養親族（注１）を有しており、かつ、③合計所得金額が500万円以下であるもの。 ○ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫が生死不明などの者で、①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、かつ、②合計所得金額が500万円以下であるもの。
ひとり親控除	35万円	ひとり親に該当する者（次に掲げる要件を満たすもの。） 現に婚姻をしていない者又は配偶者が生死不明などの者で、①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、②その年分の総所得金額等の合計額が58万円以下（令和６年分以前は48万円以下）の生計を一にする子（注２）を有しており、かつ、③合計所得金額が500万円以下であるもの。

（注１）親族のうち、その年分の合計所得金額が58万円以下（令和６年分以前は48万円以下）の者をいいます。
 なお、他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされている者を除きます。

（注２）他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされている者を除きます。

9 勤労学生控除

「勤労学生」とは、学校の学生等で給与所得等を有する者のうち、合計所得金額が85万円以下（令和６年分以前は75万円以下）であり、かつ、給与所得等以外の所得（自己の勤労によらない所得）が10万円以下の者をいいます（所法２①三十二）。

10 障害者控除

本人が（特別）障害者であるとき、又は同一生計配偶者や扶養親族が（同居特別、特別）障害者であるときに控除されます（所法79、2①二十八、二十九、所令10）。

なお、障害者であるかどうかの判定は、その年の12月31日（その年の中途において死亡し又は出国する場合には、その死亡又は出国時。）の現況によります（所法85①）。ただし、その同一生計配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況によります（所法85②）。

（１）手帳の交付を申請中の者等

障害者控除の対象とされる障害者は、所得税法施行令第10条に規定されている者とされていますが、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、障害者控除の適用を受けることができます（所令10、所基通2－38）。

イ その年分の確定申告書を提出する時において、これらの手帳の交付を申請中であること、又はこれらの手帳の交付を受けるための医師の診断書を有していること

ロ その年の12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載され、又はその交付を受けられる程度の障害があると認められる者であること

（２）控除額等

区 分	控 除 額	
	本 人	同一生計配偶者又は扶養親族
障害者	27 万円	
特別障害者	40 万円	
同居特別障害者		75 万円

	障害者	特別障害者
1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 (注) 第三者機関による認定等は必要ありません。	
2	児童相談所（18歳未満）、知的障害者更生相談所（18歳以上）、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により知的障害とされた者 ① 療育手帳等に B 又は C と記載されている者 (注) 療育手帳等は、児童相談所又は知的障害者更生相談所の認定に基づいて都道府県知事が発行するものです（地方によっては愛称が付けられているところもあります。例：埼玉県の緑の手帳、横浜市の愛の手帳等） ② 愛の手帳（東京都）に 3 級 以下の記載がある者（愛の手帳は東京都と厚生労働省との協議により療育手帳と同等のものとされています。）	左のうち、重度の知的障害者として判定された者 具体例 ① 療育手帳等に A 又は A と記載されている者 ② 愛の手帳（東京都）に 1 級 又は 2 級 と記載されている者
3	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (注) 表紙には「障害者手帳」と記載されています。	左のうち、障害等級が 1 級と記載されている者
4	身体障害者手帳に身体障害者として記載されている者	左のうち、障害の程度が 1 級 又は 2 級 と記載されている者
5	戦傷病者手帳の交付を受けている者	左のうち、障害の程度が恩給法に定める 特別項症、第 1 ～ 3 項症 までに該当する旨記載されている者
6	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者 (注) いわゆる「認定患者」のみが対象であり、原子爆弾被爆者健康手帳を持っている者全員が対象となっていないわけではありません。	
7	常に就床を要し、複雑な介護を要する者 (注) その年の12月31日に、引き続き、6 月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等を行うことができない状態にあると認められる人（所基通 2－39）。	
8	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が上記 1、2 又は 4 に準ずるものとして市町村長、社会福祉事務所の認定を受けている者	左のうち、その障害の程度が、上記 1、2 又は 4 に準ずるものとして、市町村長、社会福祉事務所の認定を受けている者

(注) 介護保険の要介護認定、公害認定及び難病指定等の認定等を受けていても、直ちに障害者控除が受けられるわけではなく、個別判断する必要があることに留意してください。

11 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除

(1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額

生計を一にする親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当するか否かを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得の金額は含まれないことになっています。

したがって、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金や国民年金法に基づく遺族基礎年金などは非課税所得のため、非課税所得以外の親族の合計所得金額が 58 万円以下（令和 6 年分以前は 48 万円以下）であれば、扶養親族となります（所法 2、9、所基通 2-41、9-2）。

なお、分離譲渡所得については特別控除前の金額で判定します（措法 31①③、32①④）。

(2) 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族

老人控除対象配偶者又は老人扶養親族に該当するかどうかは、年齢 70 歳以上かどうかで判定します（所法 2①三十三の二、三十四の四）。

なお、老人ホーム等の施設に入居している者は、同居を常況としていたとはいえませんが、同居老親等に該当しません。

(3) 配偶者控除及び配偶者特別控除

イ 年の中で控除対象配偶者が死亡した場合

年の中で控除対象配偶者が死亡した場合（納税者は再婚していない場合）は、配偶者が死亡した時の現況において、控除対象配偶者の該当要件を満たしているか否かを判定し、その要件を満たしている場合には、納税者は配偶者控除の適用を受けることができます。この場合、「配偶者の合計所得金額が 58 万円以下」（令和 6 年分以前は 48 万円以下）という要件は、配偶者のその年の 1 月 1 日から死亡日までの間の合計所得金額で判定します。

なお、年の中で控除対象配偶者が死亡した場合であっても、配偶者控除額の月割計算等はいりません（所法 2、83、85）。

ロ 年の中で納税者本人が死亡した場合

年の中で納税者本人が死亡した場合は、納税者本人が死亡したときの現況において、納税者の配偶者につき控除対象配偶者の該当要件を満たしているか否かを判定し、その要件を満たしている場合には、納税者は配偶者

控除の適用を受けることができます。

ただし、この場合の「配偶者の合計所得金額が58万円以下」（令和6年分以前は48万円以下）という要件は、上記イとは異なり、配偶者のその年の1月1日から12月31日までの間の合計所得金額を見積もって判定することになります。そして、その判定後に偶発的な事由により配偶者に所得が発生したとしても、それはこの判定に影響を与えません。

また、年途中で納税者本人が死亡した場合であっても、配偶者控除額の月割計算等を行わないことは上記イと同じです（所法2、83、85、所基通85－1）。

ハ 配偶者特別控除

夫婦がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

なお、控除対象配偶者に係る配偶者特別控除は適用することができません（所法83の2②）。

二 配偶者控除額及び配偶者特別控除額

(イ) 令和 7 年分以後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額は次のとおりです（所法83①、83の 2 ①）。

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額				控除の 種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者の 合計 所得 金額	58万円以下	38万円	26万円	13万円	0 円	配偶者 控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円		
	58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円		配偶者 特別 控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円		
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		

(注 1) 配偶者控除は、令和 7 年分から、控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、58 万円以下（改正前：48 万円以下）に改正されました。

(注 2) 配偶者特別控除は、令和 7 年分から、控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が58万円超133万円以下（改正前：48万円超133万円以下）に改正されました。

(ロ) 令和2年分から令和6年分までの配偶者控除額及び配偶者特別控除額は次のとおりです（所法83①、83の2①）。

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額				控除の 種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者の 合計所得金額	48万円以下	38万円	26万円	13万円	0円	配偶者 控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円		
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円		配偶者 特別 控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円		
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		

(4) 扶養控除額

扶養控除額は、扶養親族の状況により次のとおりとなります（所法84、措法41の16①）。

区 分	年 齢	控 除 額
扶養控除対象外	16歳未満	0円
一般の控除対象扶養親族	16歳以上19歳未満	38万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満	63万円
一般の控除対象扶養親族	23歳以上70歳未満	38万円
同居老親等以外	70歳以上	48万円
同居老親等		58万円

12 特定親族特別控除

令和7年分以降、納税者が特定親族（年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の納税者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。））を有する場合には、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額の特定親族特別控除を受けられます（所法84の2、所令217の3）。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

（注１）２人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの居住者のうちいずれか１人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。

（注２）居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか１人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。

（注３）親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除を受けている親族を特定親族として特定親族特別控除の適用を受けることはできません。

13 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付義務

確定申告において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除又は特定親族特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければなりません（所法120③二、三、所令262④一、所規47の2⑦⑧）。ただし、年末調整時にこれらの書類を添付又は提示した場合は、確定申告時に添付又は提示する必要はありません。また、給与等又は公的年金等の源泉徴収において扶養控除等申告書に添付し、又は提示した親族関係書類は、確定申告書への添付又は提示を要しません。

なお、令和５年１月からは、『扶養控除』の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の（１）から（３）に該当する者に限られることとされました（所法２①三十四の二）。確定申告において、下記（３）30歳以上70歳未満の非居住者に係る扶養控除の適用を受けるには、上記の「親族関係書類」及び「送金関係書類」に加えて、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」に該当する旨を証する書類（留学ビザ等書類）や、「居住者から38万円以上の送金を受けている者」に該当することを明らかにする書類（38万円送金書類）を添付する必要があります（所令262③④二、三、所規47の2⑤⑥⑦⑨⑩）。

（１）年齢16歳以上30歳未満の者

（２）年齢70歳以上の者

（３）年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

② 障害者

③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

親族関係書類 （その国外居住親族がその居住者の親族であることを証するもの）	次の①又は②のいずれかの書類（外国語で表記されている場合はその翻訳文を含む。） ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）
送金関係書類 （その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの）	次の①又は②のいずれかの書類（外国語で表記されている場合はその翻訳文を含む。） ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類 ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその<u>国外居住親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類（※いわゆる家族カードに係る利用明細書）</u> ③ 資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しは、みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限り適用。）【令和6年分以降に適用】
留学ビザ等書類 （「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」に該当する旨を証するもの）	外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住親族に係る次の①又は②の書類で、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証する書類（外国語で表記されている場合はその翻訳文を含む。） ① 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し ② 外国における在留カードに相当する書類の写し
38万円送金書類	上記「送金関係書類」のうち、居住者から国外居住親族である各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類

14 基礎控除

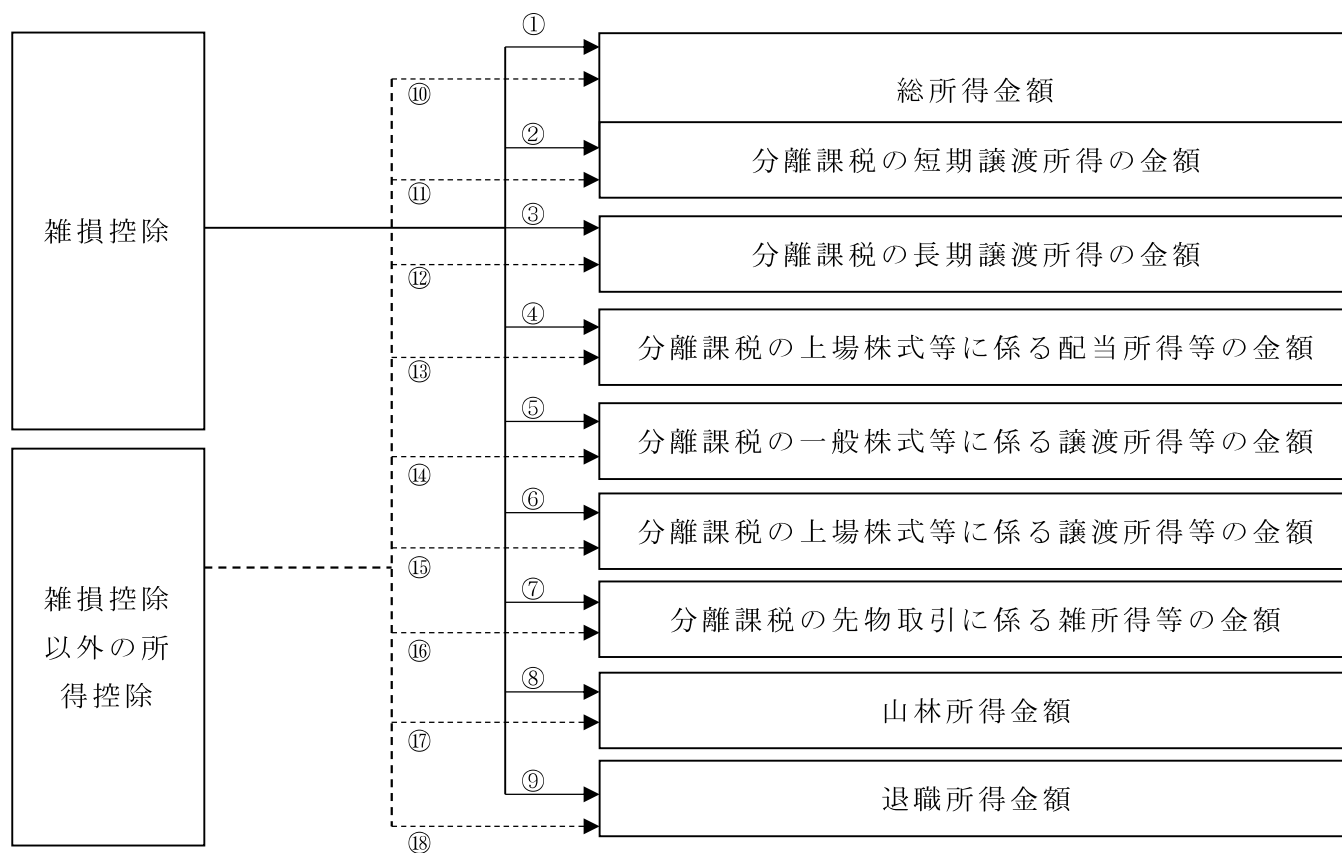
令和 7 年度税制改正により、次のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました（所法 86、措法 41 の 16 の 2）。

合計所得金額		基礎控除額		
		令和 7 年分		令和 2 年分～ 6 年分
		居住者	非居住者	
132 万円以下		95 万円	58 万円	48 万円
132 万円超	336 万円以下	88 万円		
336 万円超	489 万円以下	68 万円		
489 万円超	655 万円以下	63 万円		
655 万円超	2, 350 万円以下	58 万円		
2, 350 万円超	2, 400 万円以下	48 万円	48 万円	
2, 400 万円超	2, 450 万円以下	32 万円	32 万円	32 万円
2, 450 万円超	2, 500 万円以下	16 万円	16 万円	16 万円
2, 500 万円超		0 円		

15 所得控除の順序

雑損控除の金額を下記の順序（①～⑨）で差し引いた後、なお所得の金額がある場合には、残りの控除の合計金額を同じ順序（⑩～⑱）で差し引きます（所法87、措法8の4③三、31③三、32④、37の10⑥五、37の11⑥、41の14②四）。

（注）所得控除のうち雑損控除のみは、他の諸控除と区分して最初に所得金額から差し引くことになっています。これは、雑損控除の金額は他の控除と異なって、所得金額から引き切れない場合にはその引き切れない金額を控除不足額として翌年以降の所得計算の際に差し引くことが認められているからです。



3 変動所得、臨時所得の平均課税

その年に変動所得又は臨時所得がある場合は、次の要件に該当するときに限り、適用を受けることができます（所法90①、③）。

（１）変動所得のみがある場合

その年分の変動所得の金額（前年以前２年内に変動所得があるときは、前年分及び前々年分の変動所得の金額の平均額を超える場合に限る。）が、その年分の総所得金額の20％以上であること。

（２）臨時所得のみがある場合

その年分の臨時所得の金額が、その年分の総所得金額の20％以上であること。

（３）変動所得と臨時所得がある場合

その年分の変動所得の金額と臨時所得の金額の合計額（その年分の変動所得の金額が前年分及び前々年分の変動所得の金額の平均額以下であるときは、その年分の臨時所得の金額）が、その年分の総所得金額の20％以上であること。

第8 税額控除

1 配当控除

居住者が配当所得を有する場合には、次のとおり計算した配当控除の金額を所得税額から差し引きます（所法92①）。

なお、配当控除は、配当所得の収入金額ではなく負債利子を差し引いた後の配当所得の金額に適用されます（所法92①）。

また、配当控除額は、損益通算をする場合でもその損益通算前の配当所得の金額を基にして計算することになります。

（１）課税総所得金額が1,000万円以下の場合

配当所得の金額（配当控除の対象とならない配当所得を除きます。以下同じです。）の10％が配当控除の金額となります（所法92①）。

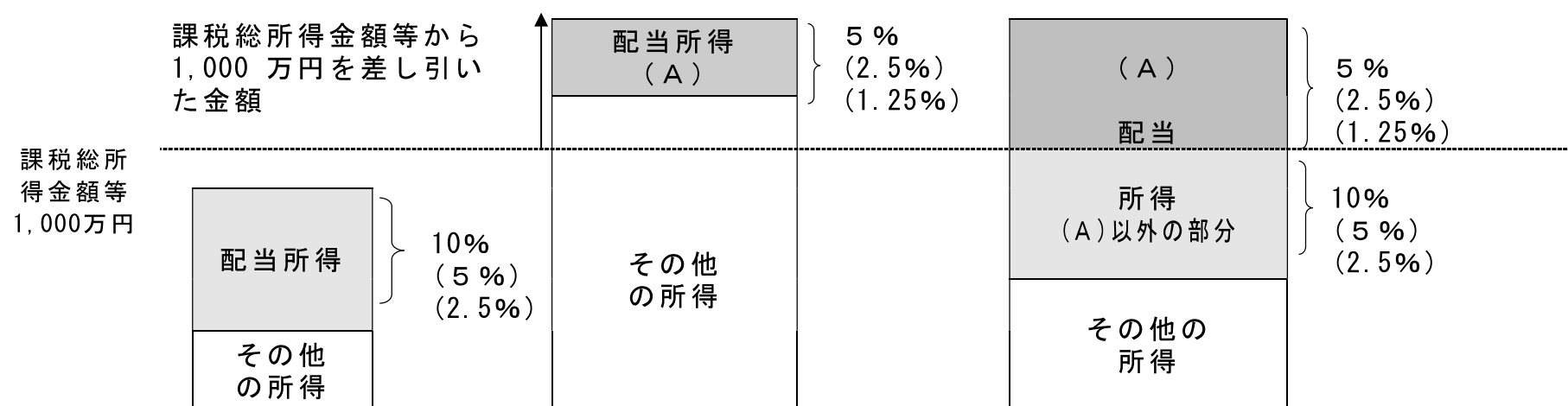
（２）課税総所得金額が1,000万円を超えている場合

配当所得のうち、課税総所得金額から1,000万円を差し引いた金額までは5％が配当控除の金額となります（所法92①）。

(3) 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合

配当所得のうちに、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合は、上記(1)及び(2)の「10%」は「5%」と、「5%」は「2.5%」として、一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合は、上記(1)及び(2)の「10%」は「2.5%」と、「5%」は「1.25%」として配当控除額を計算します(所法92①、措法9④)。

なお、「証券投資信託」とは、一般外貨建等証券投資信託及び特定株式投資信託以外の証券投資信託(配当控除の対象とならないものを除きます。)をいい、「一般外貨建等証券投資信託」とは、特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託(配当控除の対象とならないものを除きます。)をいいます。



(注) 上記の「課税総所得金額等」とは、課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます(所法89②、措法8の4③、31③四、32④、37の10⑥六、41の14②五)。

(4) 配当控除の適用がないもの

- ① 外国法人から受ける配当（外国法人の国内にある営業所等に信託された証券投資信託の収益の分配を除く。）（所法92①）
- ② 特定受益証券発行信託の収益の分配（所法92①）
- ③ 基金利息（所法92①）
- ④ オープン型証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻し相当部分（所法9①十一、92①）
- ⑤ 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等（措法8の4①）
- ⑥ 確定申告をしないことを選択した配当等（措法8の5）
- ⑦ 公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権（外国投資信託の受益権を除く。）の収益の分配に係る配当等（措法9①一）
- ⑧ 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等（上記⑦のうち外国投資信託の受益権の収益の分配に係る配当等を除く。）（措法9①二）
- ⑨ 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等（措法9①三）
- ⑩ 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当等（措法9①四）
- ⑪ 投資信託のうち、法人課税信託に該当するもの（適格機関投資家私募により行われたもののうち、その募集が主として国内において行われ、かつ、投資信託約款にその募集が機関投資家私募である旨の記載がなされて行われたもの）（措法9①五イ）
- ⑫ 特定目的信託から支払を受ける配当等（措法9①五ロ）
- ⑬ 特定目的会社から支払を受ける配当等（措法9①六）
- ⑭ 投資法人から支払を受ける配当等（措法9①七）

（注）⑩の特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められている以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。

なお、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」や「約款規定なし」等の場合は特定外貨建等証券投資信託に該当するため、配当控除を受けることはできません。

		非株式割合		
		50%以下	50%超 ～75%以下	75%超（注1）
外 貨 建 資 産 割 合	50%以下	証券投資信託 （注2）	}	特定証券 証券投資
	50%超～ 75%以下	一般外貨建等証券投資信託		
	75%超（注1）	特定外貨建等証券投資信託（配当控除なし）		

（注1）「制限なし」や「約款規定なし」等と記載されている場合も該当します。

（注2）証券投資信託以外の部分は外貨建等証券取引投資信託です。

2 住宅の取得等に係る税額控除

個人が、住宅の新築、取得又は増改築等をした場合で、一定の要件を満たす場合は、①住宅借入金等特別控除（措法41）、②特定増改築等住宅借入金等特別控除（措法41の3の2）、③住宅耐震改修特別税額控除（措法41の19の2）、④住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、⑤認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）の適用を受けることによって、所得税額から一定の金額を控除することなどができます。

上記①から⑤の特別控除等について、平成28年4月1日以後に住宅の取得等をする場合については、改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合についても適用できます。

住宅の取得等に係る税額控除の詳細は、「住宅税制関係研修資料」を参照してください。

（1）子育て支援税制（令和6年度税制改正・令和7年度税制改正）

子育て世帯等については、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をした場合において、認定住宅については500万円、ZEH（ゼッチ）及び省エネ住宅については1,000万円を、それぞれ借入限度額に上乗せすることとされました。

なお、ここでいう「子育て世帯等」とは、①年齢40歳未満であり、配偶者を有する者、②年齢40歳以上であり、年齢40歳未満の配偶者を有する者、③年齢19歳未満の扶養親族を有する者のいずれかに該当する者を指すこととさ

れています。

(2) 床面積要件の緩和（令和6年度税制改正・令和7年度税制改正）

床面積要件について、改正前においては令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものについて、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡に緩和することとされていたところ、認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件については、令和7年12月31日以前（令和6年中に居住開始の場合は令和6年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋についても40㎡への緩和措置を適用できることとされました。

(3) 令和6年及び令和7年中に入居した者の住宅借入金等特別控除等

令和6年及び令和7年中に入居した者の住宅借入金等特別控除等は、次のとおりとなります。

入居年		R6・7						
		新築住宅・買取再販住宅			買取再販住宅以外の既存住宅		増改築等（※3）	
名称		住宅借入金等特別控除						
床面積基準		50㎡以上（※1[新築住宅のみ]）				50㎡以上		
所得制限		2,000万円以下（※1[新築住宅のみ]）				2,000万円以下		
区分		認定住宅	ZEH水準省エネ住宅 （※4）	省エネ基準適合住宅 （※5）	その他の住宅	認定住宅	その他の住宅	増改築等
借入 限度 額	子育て世帯等（※6）	5,000万円	4,500万円	4,000万円	2,000万円 （※7）	3,000万円	2,000万円	2,000万円
	上記以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円				
控除額計算（※2）		年末残高×0.7%						
適用期間		13年				10年		
控除 限度 額	子育て世帯等（※6）	35万円	31万5千円	28万円	14万円 （※7）	21万円	14万円	14万円
	上記以外	31万5千円	24万5千円	21万円				

- ※1 合計所得金額が1,000万円以下の者は、認定・ZEH・省エネ住宅（買取再販認定住宅等は除く。）についてはR7.12.31以前に建築確認を受けていることで床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋も控除の対象となる（合計所得金額が1,000万円を超える年分については控除の対象とならない。）。その他の住宅についてはR5.12.31以前に建築確認を受けている必要がある（買取再販住宅は対象外）。
- ※2 控除額計算に当たり、住宅取得等資金の贈与の非課税制度及び住宅取得等資金の相続時精算課税の特例の適用を受けた場合には、住宅等の取得対価の額から、当該制度及び特例の適用を受けた金額を控除した金額と、借入金等の年末残高の金額を比較し、低い金額を基に計算する。
- ※3 増改築等工事に要した費用の額（増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合は補助金等控除後の金額）が100万円を超えるものが対象。
- ※4 認定住宅以外の住宅でエネルギー使用の合理化に著しく資する住宅（断熱性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上の住宅）
- ※5 認定住宅及びZEH水準省エネ住宅以外の住宅でエネルギーの使用の合理化に資する住宅（断熱性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上の住宅）
- ※6 次の①～③のいずれかに該当する者：①年齢40歳未満であり、配偶者を有する者②年齢40歳以上であり、40歳未満の配偶者を有する者③年齢19歳未満の扶養親族を有する者
- ※7 新築住宅の場合、令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの又は令和6年6月30日までに建築されたものに該当する場合のみ控除対象となる。いずれにも該当しない場合、対象外。

(4) 不動産登記事項証明書の添付省略

住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとする者は、確定申告書に登記事項証明書を添付しなければならないこととされていますが、デジタル手続法では、不動産識別事項等の提供をすることにより、登記事項証明書の添付を要しないこととされています（措規 18 の 21①）。

このような法令上の構造を踏まえ、令和 3 年分以降の確定申告では、「不動産登記事項証明書の原本の添付」、「不動産識別事項の記載による添付省略」又は「不動産登記事項証明書の写しの添付」のいずれかの方法を選択できることとなりました。

(5) 年末残高調書を用いた方式（調書方式）について（令和 4 年度税制改正）

令和 4 年度税制改正において、住宅借入金等特別控除の適用に係る手続について、これまでの年末残高証明書をを用いる「証明書方式」から、年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われています。ただし、年末残高調書を提出する債権者において、この改正に対応するためのシステム改修等への対応が困難な場合には、引き続き、証明書方式とすることができる経過措置が設けられています。

【調書方式のポイント】

① 適用申請書の提出（措法 41 の 2 の 3 ①）

令和 5 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する家屋について、住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項（以下「申請事項」という。）を記載した申請書（以下「適用申請書」という。）の提出をしなければならない。

② 年末残高調書の提出（措法 41 の 2 の 3 ②）

適用申請書の提出を受けた債権者は、当該適用申請書の提出を受けた日の属する年以後 10 年内の各年の 10 月 31 日（その提出を受けた日の属する年の翌年にあつては、1 月 31 日）までに、申請事項及び当該適用申請書の提出をした個人のその年の 12 月 31 日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額等を記載した年末残高調書を作成し、当該債権者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該債権者は、当該適用申請書につき帳簿を備え、当該適用申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

なお、従来の証明書方式である場合は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の添付が必要であるこ

とに留意する（改正措令附則 10②）。

③ 契約書の写しの添付省略（措規 18 の 21⑪⑫）

適用申請書を提出した個人は、全て又は一部の住宅借入金等が調書方式の場合である旨を計算明細書に記載することにより、請負契約書等の写しの添付に代えることができる（新築の工事の場合に係る土地の売買契約書の添付は必要であることに留意する。）。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から 5 年間、当該適用に係る新築の工事の請負契約書の写し等の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける個人は、当該書類の提示又は提出をしなければならない。

④ 年末残高情報の通知

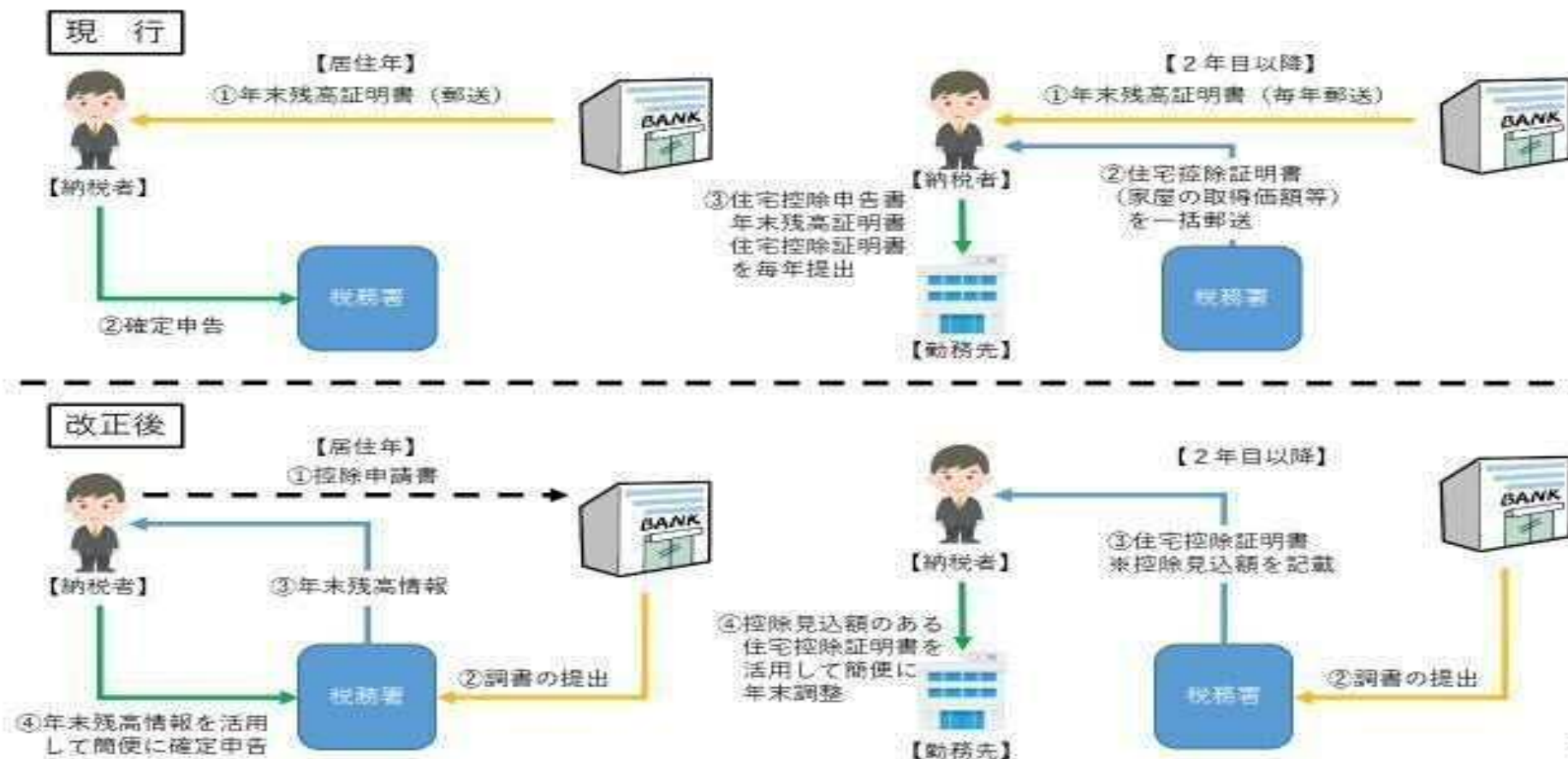
適用申請書を提出した個人は、マイナポータルと e-Tax の連携を行い、税務当局から年末残高情報を受け取る（年末残高情報が e-Tax のメッセージボックスに格納される）。マイナンバーカードの発行を受けていない等の理由によりマイナポータルを通じて年末残高情報を受け取れない者については、返済計画表等の書類により、納税者が年末残高を確認し、確定申告書に入力・記入する必要がある（証明書方式の場合、従来どおり残高証明書が必要である。）。

⑤ 2 年目以降の年末調整

2 年目以降（適用申請書の提出を受けた年の翌年以降）、納税者は、税務当局から（控除見込額が記載された）住宅借入金等特別控除証明書の交付を受けることにより、年末調整で住宅借入金等特別控除を受けることができる。

住宅ローン控除の申告手続きの簡素化

(令和4年度税制改正)



「みなし外国税額を証明する書類」については、中国やブラジルなどの国債であることが確認できる書類の添付が必要となります。

なお、特定口座年間取引報告書や上場株式配当等の支払通知書で中国やブラジルなどの国債であることが確認できれば、他の「みなし外国税額を証明する書類」は必要ありません。

ハ その他

みなし外国税額が適用されるブラジル国債等に係る利子は、申告不要を選択せず、外国税額控除の適用を受けるために確定申告をした場合には、そのブラジル国債などに係る所得は、配偶者控除や扶養控除などを判定する際の「合計所得金額」に含まれることとなります。

第9 更正の請求

1 確定申告義務のない者が還付等を受けるために提出した申告書に係る更正の請求

確定申告義務のない者が還付等を受けるために提出した申告書についても、更正の請求をすることができます。この場合の更正の請求ができる期間は、申告書を提出した日から5年となります（所基通122-1）（別紙1-1～1-3）。

2 扶養親族等の所属の変更

扶養親族等の所属の変更をするために更正の請求をすることはできません（所令218、219）。

3 添付書類

更正の請求書には、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」を添付する必要があります（通令6②）。

第10 財産債務調書

1 財産債務調書を提出しなければならない者

所得税等の確定申告書を提出しなければならない者（注1）で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額（注2）が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額

の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注3）を有する者は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません（注4）。

また、令和4年度税制改正により、上記に加え、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である者も、所得金額に関わらず、財産債務調書の提出義務者とされました。

（注1）令和3年度の税制改正により、税額が還付となる場合については、確定申告義務がなくなりましたが、財産債務調書の提出義務者については、還付申告書の提出義務の見直し後も、適正・公平な課税を確保する観点から、見直し前と同様とされました。そのため、令和3年分以後の確定申告において、還付申告者については、所得税の申告義務はない場合でも、財産債務調書の提出義務がある場合があります。

（注2）申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額となります。

ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注3）「国外転出特例対象財産」とは、有価証券等並びに未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます（所法60の2①～③）。

（注4）相続開始年の年分に係る財産債務調書については、令和2年分以後、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載せずに提出することができ、財産債務調書の提出義務は、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産の価額の合計額により判定します。

2 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

3 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています。

なお、国外財産調書を提出する者が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除きます。）こととされています。

4 財産債務調書の提出期限等

令和5年分以後の財産債務調書は、その年の翌年の6月30日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

5 その他の措置

(1) 財産債務調書を提出期限内に提出した場合

財産債務調書を提出期限内に提出した場合は、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。

(2) 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合等

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

第11 国外財産調書

1 国外財産調書を提出しなければならない者

居住者（非永住者（注1）を除きます。）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（注2）を有する者は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を提出しなければなりません（注3）。

（注1）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいいます。

（注2）「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」としてとされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受け入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

（例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受け入れをした営業所又は事業所の所在

・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

（注3）相続開始年の年分に係る国外財産調書については、令和2年分以後、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載せずに提出することができ、国外財産調書の提出義務は、相続国外財産を除いた国外財産の価額の合計額により判定します。

2 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

3 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。

4 国外財産調書の提出期限等

令和5年分以後の国外財産調書は、その年の翌年の6月30日までに住所地等の所轄税務署長に提出しなければなりません。

5 その他の措置

（1）加算税の軽減措置

国外財産債務調書を提出期限内に提出した場合は、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。

（2）加算税の加重措置

国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

（3）国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の軽減・加重措置

令和2年分以後の所得税から、国税庁等の職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類又はその写しの提示等を求められた場合において、その提示等を求められた日から60日を超えない範囲内においてその提示等の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までに提示等をしなかったとき（帰責事由がない場合を除きます。）には、加算税の軽減措置又は加重措置の適用については、次のとおりとなります。

イ 上記（1）の調書記載の国外財産に係る部分について、過少申告加算税等の軽減措置は適用されません。

ロ 上記（2）の調書不提出・記載不備に係る部分について、過少申告加算税等が更に5%加重されます。

還付申告書及び更正の請求書の提出期限等の規定

	令和 3 年度税制改正		申告書の提出が可能となる日	還付申告書の提出期限	法定申告期限【注 1】	更正期限【注 2】		更正の請求書の提出期限【注 1】
	改正前【注 3】	改正後				期限内申告	期限後申告	
確定所得申告 (所法120)	還付以外		翌年 2 月 16 日 (所法120①)	—	翌年 3 月 15 日 (所法120①) 【注 4】	法定申告期限から 5 年を経過する日 (通法70①—)		法定申告期限から 5 年を経過する日 (通法23①)
	還付	—	翌年 1 月 1 日 (所法120⑧) ※令和 3 年度税制改正にて削除	翌年 1 月 1 日から起算して 5 年を経過する日 (通法74①)		法定申告期限から 5 年を経過する日 (通法70①—)	提出日から 5 年を経過する日 (通法70①—)	
還付等を受けるための申告 (所法122)			翌年 1 月 1 日 (通法15②—)	翌年 1 月 1 日から起算して 5 年を経過する日 (通法74①)	—	提出日から 5 年を経過する日 (通法70①—)		提出日から 5 年を経過する日 (所基通122— 1)

(注) 1 法定申告期限又は更正の請求書の提出期限が休日等に該当する場合には、当該期限は当該休日等の翌日に延長される(通法10②)。

なお、平成25年 4 月 1 日以後に提出される更正の請求書について、国税通則法第10条第 2 項及び同法第11条の規定により延長された提出期限に更正の請求書の提出があった場合、その提出があった日から 6 月間は更正の請求に係る更正をすることができる(通法71①三)。

2 更正の除斥期間の終了する前 6 月以内に更正の請求書の提出があった場合、その提出があった日から 6 月を経過する日まで更正をすることができる(通法70③)。

3 網かけは、令和 3 年度税制改正前の申告類型を示す。令和 4 年 1 月 1 日以後に提出期限が到来する申告については、「還付等を受けるための申告(所法122)」に該当することに留意する(令和 3 年度税制改正)。

4 災害等による期限の延長(通法11)により、法定申告期限等が延長されている場合があることに留意する。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対象者指定(令和 2 年国税庁告示第 1 号)により、令和 2 年 2 月 27 日から同年 4 月 15 日までの間に到来する申告期限等が令和 2 年 4 月 16 日に延長されている。

(2) 茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における納税者については、令和元年東日本台風(台風第19号)による地域指定(令和 2 年国税庁告示第 9 号)により、令和元年10月12日から令和 2 年 8 月 30 日までの間に到来する申告期限等が令和 2 年 8 月 31 日に延長されている。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対象者指定(令和 3 年国税庁告示第 3 号)により、令和 3 年 2 月 2 日から同年 4 月 14 日までの間に到来する申告期限等が令和 3 年 4 月 15 日に延長されている。

還付申告書及び更正の請求書の提出期限等（所法120条に基づく申告義務がある場合）

<別紙 1－2>

	年 分	申告書の提出が 可能となる日	還付申告書の 提出期限	法定申告期限 【注 1】	更正期限（偽りその他不正なし） 【注 2】		更正の請求書の提出期限 【注 1】	参 考		
					期限内申告 （当初決定の場合を含む）	期限後申告		決定期限 （偽りその他不正なし）	加算税賦課決定期限 （偽りその他不正なし）	
									期限内申告 （当初決定の場合を含む）	期限後申告 【注 3】
還 付 以 外	令和 7 年分	令和 8 年 2 月 16 日（月）	—	令和 8 年 3 月 16 日（月）	令和 13 年 3 月 16 日（日）		令和 13 年 3 月 17 日（月）	令和 13 年 3 月 16 日（日）	令和 13 年 3 月 16 日（日）【注 3】	
	令和 6 年分	令和 7 年 2 月 16 日（日）	—	令和 7 年 3 月 17 日（月）	令和 12 年 3 月 17 日（日）		令和 12 年 3 月 18 日（月）	令和 12 年 3 月 17 日（日）	令和 12 年 3 月 17 日（日）【注 3】	
	令和 5 年分	令和 6 年 2 月 16 日（金）	—	令和 6 年 3 月 15 日（金）	令和 11 年 3 月 15 日（木）		令和 11 年 3 月 15 日（木）	令和 11 年 3 月 15 日（木）	令和 11 年 3 月 15 日（木）【注 3】	
	令和 4 年分	令和 5 年 2 月 16 日（木）	—	令和 5 年 3 月 15 日（水）	令和 10 年 3 月 15 日（水）		令和 10 年 3 月 15 日（水）	令和 10 年 3 月 15 日（水）	令和 10 年 3 月 15 日（水）【注 3】	
	令和 3 年分	令和 4 年 2 月 16 日（水）	—	令和 4 年 3 月 15 日（火）	令和 9 年 3 月 15 日（月）		令和 9 年 3 月 15 日（月）	令和 9 年 3 月 15 日（月）	令和 9 年 3 月 15 日（月）【注 3】	
	令和 2 年分 【注 5】	令和 3 年 2 月 16 日（火）	—	令和 3 年 4 月 15 日（木）	令和 8 年 4 月 15 日（水）		令和 8 年 4 月 15 日（水）	令和 8 年 4 月 15 日（水）	令和 8 年 4 月 15 日（水）【注 3】	
還 付 【注 4】	令和 2 年分 【注 5】	令和 3 年 1 月 1 日（金）	令和 7 年 12 月 31 日（水）	令和 3 年 4 月 15 日（木）	令和 8 年 4 月 15 日（水）	提出日から 5 年 を経過する日	令和 8 年 4 月 15 日（水）	令和 8 年 4 月 15 日（水）	令和 8 年 4 月 15 日（水）	提出日から 5 年を経過 する日
	令和元年分 【注 6】	通常	令和 2 年 1 月 1 日（水）	令和 6 年 12 月 31 日（火）	令和 2 年 4 月 16 日（木）		令和 7 年 4 月 16 日（水）	令和 7 年 4 月 16 日（水）	令和 7 年 4 月 16 日（水）	
		東日本台風			令和 2 年 8 月 31 日（月）		令和 7 年 8 月 31 日（日）	令和 7 年 9 月 1 日（月）	令和 7 年 8 月 31 日（日）	
	平成 30 年分	平成 31 年 1 月 1 日（火）	令和 5 年 12 月 31 日（日）	平成 31 年 3 月 15 日（金）	令和 6 年 3 月 15 日（金）		令和 6 年 3 月 15 日（金）	令和 6 年 3 月 15 日（金）	令和 6 年 3 月 15 日（金）	
	平成 29 年分	平成 30 年 1 月 1 日（月）	令和 4 年 12 月 31 日（土）	平成 30 年 3 月 15 日（木）	令和 5 年 3 月 15 日（水）		令和 5 年 3 月 15 日（水）	令和 5 年 3 月 15 日（水）	令和 5 年 3 月 15 日（水）	
	平成 28 年分	平成 29 年 1 月 1 日（日）	令和 3 年 12 月 31 日（金）	平成 29 年 3 月 15 日（水）	令和 4 年 3 月 15 日（火）		令和 4 年 3 月 15 日（火）	令和 4 年 3 月 15 日（火）	令和 4 年 3 月 15 日（火）	
	平成 27 年分 【注 5】	平成 28 年 1 月 1 日（金）	令和 2 年 12 月 31 日（木）	平成 28 年 3 月 15 日（火）	令和 3 年 3 月 15 日（月）		令和 3 年 4 月 15 日（木）	令和 3 年 3 月 15 日（月）	令和 3 年 3 月 15 日（月）	

（注） 1 法定申告期限又は更正の請求書の提出期限が休日等に該当する場合には、当該期限は当該休日等の翌日に延長される（通法10②）。

なお、平成25年4月1日以後に提出される更正の請求書について、国税通則法第10条第2項及び同法第11条の規定により延長された提出期限に更正の請求書の提出があった場合、その提出があった日から6月間は更正の請求に係る更正をすることができる（通法71①三）。

2 更正の除斥期間の終了する前6月以内に更正の請求書の提出があった場合、その提出があった日から6月を経過する日まで更正をすることができる（通法70③）。

3 賦課決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた納税申告書の提出（調査通知前かつ更正決定予知なし）に伴って行われることとなる無申告加算税（通法66⑧）の賦課決定は、当該納税申告書の提出があった日から3月を経過する日まで、することができる（通法70④）。

4 「還付」に該当するかの判断は、その年分の所得税について正当に計算された場合の税額等により判断する。

なお、令和4年1月1日以後に提出期限が到来する申告書については、別添3「還付申告書及び更正の請求書の提出期限等（所法122条に基づく還付申告の場合）」を参照することに留意する（令和3年度税制改正）。

5 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対象者指定（令和3年国税庁告示第3号）により、令和3年2月2日から同年4月14日までの間に到来する申告期限等が令和3年4月15日に延長されている。

6 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対象者指定（令和2年国税庁告示第1号）により、令和2年2月27日から同年4月15日までの間に到来する申告期限等が令和2年4月16日に延長されている。

なお、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における納税者については、令和元年東日本台風（台風第19号）による地域指定（令和2年国税庁告示第9号）により、令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来する申告期限等が令和2年8月31日に延長されている。

7 網かけは、既に期限が到来済のものである。

還付申告書及び更正の請求書の提出期限等（所法122条に基づく還付申告の場合）

	年 分	申告書の提出が 可能となる日	還付申告書の提出期限	更正期限 【注 1】	更正の請求書の提出期限 【注 2】	【参考】 加算税賦課決定期限 (偽りその他不正なし)	
還 付 等 を 受 け る た め の 申 告 【注 3】	令和 7 年分	令和 8 年 1 月 1 日 (木)	令和12年12月31日 (火)	提出日から 5 年を経過する日	提出日から 5 年を経過する日	提出日から 5 年を経過する日	
	令和 6 年分	令和 7 年 1 月 1 日 (水)	令和11年12月31日 (月)				
	令和 5 年分	令和 6 年 1 月 1 日 (月)	令和10年12月31日 (日)				
	令和 4 年分	令和 5 年 1 月 1 日 (日)	令和 9 年12月31日 (金)				
	令和 3 年分	令和 4 年 1 月 1 日 (土)	令和 8 年12月31日 (木)				
	令和 2 年分 【注 4】	令和 3 年 1 月 1 日 (金)	令和 7 年12月31日 (水)				
	令和元年分 【注 5】	通常	令和 2 年 1 月 1 日 (水)				令和 6 年12月31日 (火)
		東日本台風					
	平成30年分	平成31年 1 月 1 日 (火)	令和 5 年12月31日 (日)				
	平成29年分	平成30年 1 月 1 日 (月)	令和 4 年12月31日 (土)				
	平成28年分	平成29年 1 月 1 日 (日)	令和 3 年12月31日 (金)				
	平成27年分 【注 4】	平成28年 1 月 1 日 (金)	令和 2 年12月31日 (木)	提出日から 5 年を経過する日。ただし、経過する日が令和 3 年 2 月 2 日～同年 4 月14日の場合は、令和 3 年 4 月15日 (木)			

- (注) 1 更正の除斥期間の終了する前 6 月以内に更正の請求書の提出があった場合、その提出があった日から 6 月を経過する日まで更正をすることができる（通法70③）。
- なお、平成25年 4 月 1 日以後に提出される更正の請求書について、国税通則法第10条第 2 項及び同法第11条の規定により延長された提出期限に更正の請求書の提出があった場合、その提出があった日から 6 月間は更正の請求に係る更正をすることができる（通法71①三）。
- 2 更正の請求書の提出期限が休日等に該当する場合には、当該期限は翌日に延長される（通法10②）。
- 3 「還付等を受けるための申告」に該当するかの判断は、その年分の所得税について正当に計算された場合の税額等により判断する。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対象者指定（令和 3 年国税庁告示第 3 号）により、令和 3 年 2 月 2 日から同年 4 月14日までの間に到来する申告期限等が令和 3 年 4 月15日に延長されている。
- 5 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対象者指定（令和 2 年国税庁告示第 1 号）により、令和 2 年 2 月27日から同年 4 月15日までの間に到来する申告期限等が令和 2 年 4 月16日に延長されている。
- なお、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における納税者については、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による地域指定（令和 2 年国税庁告示第 9 号）により、令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 8 月 30 日までの間に到来する申告期限等が令和 2 年 8 月 31 日に延長されている。
- 6 網かけは、既に期限が到来しているものである。

確定申告で誤りやすいポイント

個人事業者（事業所得や不動産所得のある方）の確定申告で誤りやすいポイントをまとめました。裏面には、個人事業者の方に限らず、注意が必要な事項を記載していますので、ご確認ください。

1 所得税

★ 消費税の還付金の収入計上漏れにご注意ください！

税込経理方式を選択している場合、消費税の還付金は、各種所得の総収入金額に含めて申告する必要があります。

原則、消費税の申告書を提出した日の属する年分の総収入金額に計上します。

★ 減価償却費の計算にご注意ください！

- ・ 建物等の減価償却資産を取得した際に支払った仲介手数料は、減価償却資産の取得価額に加算し、減価償却をする必要があります。

上記の仲介手数料を必要経費に一括して計上することはできません。

- ・ 建物附属設備は、建物と区分して減価償却をする必要があります。（※）

建物附属設備は、建物と別個に耐用年数が定められています。

このため、建物と区分して減価償却をする必要があります。

※ 木造・合成樹脂造・木骨モルタル造の附属設備は、建物と一括して減価償却できます。

2 消費税

★ 事業用資産の譲渡対価は、消費税の課税売上げに含めます！

消費税の課税事業者が事業用資産を譲渡した場合、その譲渡対価は、課税売上げに含めて申告する必要があります。

★ 事業と家事の用途に共通して消費・使用する資産の取得費のうち、家事消費・家事使用に係る部分は、課税仕入れに該当しません！

事業と家事の用途に共通して消費又は使用する資産を取得した場合、その資産の取得に係る課税仕入れの支払対価の額は、その資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により計算する必要があります。

★ 租税公課及び給与等の支払金額は、原則、課税仕入れになりません！



税務職員ふたば

ご相談はこちら



確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

ご注意ください！

確定申告で注意が必要な事項

個人の所得税の確定申告で、注意が必要な事項をまとめましたので、ご確認ください。

1 退職所得の申告

- ★ **退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります！**

医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する際は、退職所得を含めて申告する必要があります。

2 住宅ローン控除

- ★ **住宅ローン控除と譲渡特例は重複適用できません！**

新居へ入居した年及びその前 2 年・後 3 年以内に、マイホームを売却した場合などの譲渡所得の課税の特例等（3,000 万円の特別控除など）の適用を受けた場合は、その新居について、住宅ローン控除の適用を受けることはできません。

- ★ **住宅ローン控除の計算上、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を家屋や土地等の取得対価の額から差し引く必要があります！**

3 所得控除

- ★ **令和 7 年分の基礎控除額等にご注意ください！**

- ・ 令和 7 年分において、合計所得金額 2,500 万円以下の方は、合計所得金額に応じた基礎控除（居住者：最高 95 万円、非居住者：最高 58 万円）が受けられます。
- ・ 令和 7 年分において、合計所得金額 123 万円以下の 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族がいる方は、特定親族特別控除が受けられます。

- ★ **国外居住親族の扶養控除等の適用にご注意ください！**

国外居住親族の扶養控除等の適用を受ける場合には、その国外居住親族ごとに、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要です。
また、令和 5 年分以降は、「留学ビザ等書類」や「38 万円以上送金書類」の添付又は提示も必要となる場合があります。

区分		添付又は提示が必要な書類（※）
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上		「親族関係書類」＋「送金関係書類」
30 歳以上 70 歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」＋「留学ビザ等書類」 ＋「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」＋「送金関係書類」
	③ その年において生活費又は教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者	「親族関係書類」 ＋「38 万円以上送金書類」
	上記①～③以外の者	扶養控除の対象外

※ 給与等（公的年金等）の源泉徴収又は年末調整において、源泉徴収義務者に提出又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

※ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」なら金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書が完成します！